

平成26年第4回睦沢町議会定例会会議録

平成26年12月12日（金）午前9時開会

出席議員（13名）

1番	田邊明佳	2番	田中憲一
3番	麻生安夫	4番	清野彰
5番	今関澄男	6番	幸治孝明
7番	幸治正雄	8番	岡澤宏一
9番	中村義徳	10番	市原時夫
11番	萩野新衛	12番	市原裕一
13番	市原重光		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	市原武	副町長	宮崎登身雄
総務課長	高橋正一	税務住民課長	齊藤賢治
健康福祉課長	米倉行雄	地域振興課長	平山義晴
会計管理者	木島幸一	総務課 政策企画担当主幹	鈴木政信
健康福祉課 国保健康担当主幹	中村精一	地域振興課 生活環境・地域整備 担当主幹	田邊浩一
総務課副課長 兼総務班長	川越康子	総務課副課長 兼財政班長	白井住三子
教育長	高梨正一	教育課長	鈴木庄一
睦沢こども園長	阿部倉光宏	選挙管理委員会 書記	高橋正一
農業委員会 事務局会長	手塚和夫	代表監査委員	生田昌司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 石井安邦 書 記 麻生健介
書 記 中山大輔

議事日程(第1号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議会改革特別委員会結果報告
- 日程第 4 産業建設常任委員会調査結果報告
- 日程第 5 認定第 1号 平成25年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定について
- 1 平成25年度睦沢町一般会計歳入歳出決算
 - 2 平成25年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
 - 3 平成25年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
 - 4 平成25年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算
 - 5 平成25年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算
 - 6 平成25年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
(決算審査特別委員会委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 承認第 1号 平成26年度睦沢町一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 議案第 1号 睦沢町防災行政無線(農村情報連絡施設)の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 2号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 3号 睦沢町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 5号 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制

定について

- 日程第 1 3 議案第 6 号 睦沢町農業活性化推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 7 号 平成 2 6 年度睦沢町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 1 5 議案第 8 号 九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議について
（町長提案理由説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 1 6 発議案第 1 号 睦沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 7 発議案第 2 号 専決処分事項の指定について

◎開会及び開議の宣告

○議長（市原重光君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成26年第4回睦沢町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎諸般の報告

○議長（市原重光君） 地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

次に、同じく地方自治法の規定による第2回定例監査結果報告及び例月出納検査の結果について、平成26年7月分から9月分までの報告がありました。いずれもお手元に配付の印刷物によりご了承願います。

◎議会関係の報告

○議長（市原重光君） 次に、議会関係の報告を行います。

去る11月12日に、第58回町村議会議長全国大会が開催されました。

また、11月21日に千葉県町村議会議長会定例会及び正副議長自治研修会が開催されました。

内容について、私から報告いたします。

11月12日、東京NHKホールにおいて、全国の町村議会議長など関係者、約1,700人が出席する中、「町村のさらなる振興発展を目指して」をテーマに第58回町村議会議長全国大会が開催されました。

香川県の蓬 清二会長が挨拶に立ち、「東北の復興なくして日本の再生なし」という安倍総理の信念に従い、被災地の復興を加速させること、町村が安定的な行財政運営を行うための税財源を確保することなどを訴えました。

来賓祝辞では、赤松弘隆衆議院副議長、山崎正昭参議院議長、高市早苗総務大臣、石破茂地方創生担当大臣、谷垣禎一自由民主党幹事長などから祝辞が述べられました。

次に、議長団の選出後、議事に入り要望事項24件と、地区の要望9件、豪雪地帯の振興対策8件、特別議案5件の提案理由の説明が行われ、満場一致で採択され、全ての議事を終了しました。

終わりに、本大会に決定した要望、決議の実現に向けてガンバローコールを行い大会は盛
会裏に終了いたしました。

次に、11月21日オークラ千葉ホテルにて開催されました千葉県町村議会議長会定例会及び
正副議長自治研修会の内容であります。定例会では会長挨拶の後、2名の新任議長が紹介
され議事に移りました。

議案は、1議案で平成25年度千葉県町村議会議長会会務報告及び決算の認定についてであ
り、全員一致で可決され、閉会しました。

続いて、議長、副議長自治研修会では、観光庁から観光カリスマとして認定されている山
田圭一郎氏から、「選ばれ続ける地域とは」と題して、また、全国町村議会議長会櫻田企画
調整部長から「町村の抱える課題と元気づくり」と題して、それぞれ講演が行われ、最後に
森田健作千葉県知事の講演が行われました。詳しい資料につきましては、議会事務局に保管
してありますので、後ほどご参照くださいますようお願いいたします。

次に、12月3日に議会運営委員会が開催されております。

内容について、9番中村義徳委員長から報告があります。

中村委員長。

○議会運営委員会委員長（中村義徳君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会からご報告いたします。

去る12月3日、水曜日、午前9時から正副議長室におきまして、議長出席のもと議会運営
委員会を開催いたしました。事案は本日招集されました睦沢町議会定例会にかかわる運営等
についての協議であります。

今期定例会には、4名の議員が一般質問の通告をされております。議案等につきましては、
専決処分に係る承認1件、条例の制定、補正予算などの議案8件であります。そして、議会
関係では、議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定など発議案2件で
あります。今期定例会の会期は、協議の結果、本日1日を予定いたしました。

続いて、本日の日程について、お手元に配付の予定表によりご説明申し上げます。

はじめに、議会改革特別委員会、そして産業建設常任委員会からそれぞれ結果報告を行
います。

次に、9月定例会において、決算審査特別委員会に審査が付託されておりました平成25年
度各会計歳入歳出決算認定について、その審査結果について、委員長報告並びに質疑、討論、
採決を行います。続いて、一般質問を行います。次に、承認第1号から順次ご審議をお願い

いたします。

以上が議会運営委員会での決定事項であります。

円滑な定例会が運営されますように議員各位並びに執行部の皆さん方の格別のご理解とご協力をお願いをいたしまして、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

次に、11月19日に千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。内容について、5番今関澄男議員から報告があります。

今関澄男議員。

○5番（今関澄男君） 皆さん、おはようございます。

私のほうから、平成26年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の内容につきまして報告申し上げます。

去る11月19日、オークラ千葉ホテルの3階の会議室におきまして、会議が開催されました。54議員中、41議員の出席でございます。

本制度につきましては、平成20年4月より施行されました後期高齢者医療制度を運営する千葉県後期高齢者医療広域連合は、発足から本年で7年目を迎えております。平成25年度末の被保険者数は63万8,000人であります。本県の人口の10.31%、1割を担っており、創設以来毎年増加している現状にあります。なお、広域連合長につきましては、志賀東金市長の再任がされております。

会議の内容でございますが、第1号議案、広域連合監査委員の選任につきましては、花嶋前監査委員にかわりまして、富里市議会議員の議長でございます鈴木英吉氏が選任されました。

議案第2号、広域連合職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、これにつきましては、広域連合職員について県に準じて改正するものでございます。給料法の改定につきましては、民間給与との格差を是正するため、若年層を重点において引き上げる、また期末勤勉手当の支給率の改定につきましては、年間3.95月から4.10、プラス0.15月の引き上げでございます。また、通勤当等につきましては、自家用車等による通勤手当、使用距離によりまして70円から3,060円の中で引き上げるものでございます。

議案第3号、広域連合長期継続契約に関する条例の一部改正でございますが、ソフトウェアシステムまた電算機等々の賃貸借、また保守管理業務委託契約につきましては、現行3年を上限としております。しかしながら商習慣から上限を5年に変更するものでございます。

議案第4号、平成25年度、広域連合一般会計歳入歳出決算の認定でございます。

平成25年度における一般会計歳入決算額は、前年度と比較して24億1,600万円余減の17億8,500万円余でございます。57.5%減額の内容でございます。

歳出につきましては、前年度から23億9,700万円余減の16億7,200万円余でございます。大幅な引き下げでございますが、差引残高1億1,330万円余の残高でございます。

この大幅な歳入また歳出の減額でございますが、特に歳入につきましては、高齢者医療制度の円滑化、円滑運営臨時特別交付金の国庫支出金の減少によるものでございます。また、歳出の決算額の減額につきましては、臨時特別基金積立金の財源となります国庫支出金の円滑運営臨時特別交付金の交付がなかったことにより、基金積立をしなかったということによる減額になるものでございます。この臨時特別基金は25年度末4億1,700万円余の残高となっております。

議案第5号、平成25年度広域連合特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、平成25年度における特別会計歳入決算額は、前年度と比較しまして328億9,600万円余増の4,861億9,200万円余の7.3%増でございます。

歳出につきましては、前年度より304億4,700万円余増の4,733億2,600万円余で、6.9%の増でございます。差引残高128億6,500万円余、前年度より24億4,800万円余の増額で翌年度に繰り越されております。

平成25年度の歳入決算は保険給付費の伸びに対応して、国庫、県、市町村の各支出金及び支払基金交付金が増加しているものでございます。

歳出決算では、保険給付費の増額、国庫支出金返還金の増が主なものでございます。

議案第6号、平成26年度広域連合一般会計補正予算（第1号）の関係でございますが、歳入歳出予算総額45億2,000万円余からそれぞれ1億4,465万円余を減額して、補正後43億7,500万円余になるものでございます。

歳出につきましては、臨時特別基金積立交付金の減額という状況でございますが、この補正で承認されております。

議案第7号、平成26年度広域連合特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算総額4,939億7,230万円余でございますが、それぞれ96億8,990万円余を追加しまして、補正予算をそれぞれ5,036億円にするものでございます。5,000億を超えた予算でございます。

主な歳入は、療養給付費負担金過年度分の精算に伴う支出金の増、前年度の繰越金の確定によるものでございます。

また、歳出につきましては、平成25年度の特別会計の決算剰余金を計上した各種基金積立金の精算による各種返還金を計上したものでございます。

なお、医療保険の調整基金の積立金残高は33億1,300万円余になります。

ちょっと時間を過ぎて大変恐縮でございますが、関係資料につきましては事務局に保管してありますので、後ほどご参照をお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでございました。

次に、11月27日に長生郡市広域市町村圏組合第3回定例会が開催されました。

内容について、8番岡澤宏一議員から報告があります。

岡澤議員。

○8番（岡澤宏一君） それでは、会議の内容を報告しますが、若干声がれしておりますので、お聞き苦しいでしょうけども、我慢願いたいと思います。

会議内容につきましては、平成26年第3回長生郡市広域市町村圏組合定例会でございます。

場所については、広域市町村圏組合の管理棟で行いました。

開会があり、議席の指定、会議録署名議員の指定、会期の決定があり、第4として副議長の選挙、これは茂原市議会の構成の変更により欠員となっておったためでございます。議長指名推選にて茂原市議長の初谷智津枝氏を決定、その後、北田議長より議長辞任の申し出があり、受理され即刻審議され、副議長指名推選にて睦沢町議長の市原重光氏を議長に決定されました。

第6として、継続審査の総括審議を審議として、8月に決算特別委員会を設置し、9月26日に審議した結果、報告があり承認決定されました。なお、この審議結果報告につきましては事務局に保管してございますので、後ほどご参照願います。

次に、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて。

平成26年10月1日から、この関係はそこに書いてございますけど、長生病院の関係でございます。平成26年10月1日から、C5病棟の特別診療環境室のうち537号室及び538号室を地域包括ケア病棟の病床として使用するため、使用料から消除することについて、専決処分したもので議会の承認を求めたものでございます。

議案第1号、平成26年度長生郡市広域町村圏組合一般会計補正（第2号）でございますが、歳入歳出の総額にそれぞれ871万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億8,303万9,000円とするもので、主な内容は平成25年度台風時の災害置き場として使用したス

ポーツ運動広場の復旧工事費でございます。財源といたしましては、売却電気料金の増収が見込まれるため、充当するものでございます。

議案第2号、長生郡市広域町村圏組合水道事業会計補正予算（1）でございますけども、この関係は県道一宮椎木長者線の道路拡幅に伴う土地売却損に係るものでございます。

議案第3号、平成26年度長生郡市広域町村圏組合病院事業会計補正予算（2）でございますけども、この関係は医療機器の更新によるもので、麻酔器2台、除細動器1台の3台で、財源につきましては、市町村負担と病院会計で処理するものでございます。

議案第4号でございますけども、長生村議長の東間氏を指名推選で決定いたしました。

以上、承認1件と議案4件については、全員賛成のもと、可決決定されたことを報告いたしまして、終わらせていただきたいと思いますけども、資料等につきましては議会事務局に置いておきますので、後ほどご参照ください。終わります。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでございました。

次に、9月26日から、議会だより編集特別委員会が開催されております。

内容について、6番幸治孝明委員長から報告があります。

幸治孝明委員長。

○議会だより編集特別委員会委員長（幸治孝明君） 11月の下旬に配付されました議会だより142号に係ります会議内容を報告いたします。

作業内容は、9月26日編集日程、原稿分担、10月15日原稿調整、16日原稿調整・レイアウト・写真撮影、31日初校読み合わせ、11月6日校正・最終承認、12日最終校正・印刷指示。

以上、簡単でございますが、会議報告とさせていただきます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

以上で、議会関係の報告を終わります。

◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（市原重光君） ここで、町長から挨拶並びに行政報告があります。

市原町長。

○町長（市原 武君） 皆さん、おはようございます。

平成26年第4回議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、町政の運営にご理解とご協力、またご指導いただき、誠にありがとうございます。

月日の経過は早いもので、今年も残すところあと一月足らずとなり、14日の投開票日に向け、日本の進路を左右する衆議院議員総選挙が展開されております。こうした中、時節柄、新年度予算編成時期でもあります。予算要求に当たり、私は第2次総合計画で定めた睦沢町の将来像の実現に向けて、第3期実施計画とともに農業、子育て、健康、協働、防災等の重点施策を念頭に置き編成することとし、並行し国の情勢を注視しながら、特に内閣が重要課題として掲げる地方創生に関する事業について、機を逃さず予算の確保に努めるよう指示をいたしたところでございます。

議員各位のご理解、ご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、今期定例会でございますが、各会計決算の認定、専決処分の承認1件、条例の一部改正6件、一般会計補正予算1件、九十九里地域水道企業団規約の変更協議1件でございます。

慎重にご審議の上、原案のとおりご承認賜われますようお願い申し上げます。

次に、行政報告をいたします。

地域振興課所管の報告でございますが、去る11月14日に本町在住の方から睦沢町及び株式会社合同資源を相手方として、調停申し立てが千葉一宮簡易裁判所に出されました。

内容につきましては、上ガスの影響から宅地内の植木に被害が生じたことについて、睦沢町及び株式会社合同資源が賠償請求に応じないため、調停を申し立てるとのことです。現在は、調停の段階でございますが、訴訟まで発展することも考えられますことから、対応を顧問弁護士にもお願いしたいと考えておりますが、弁護士委託料につきましては、申立人の今後の動向を見て補正対応させていただきたいと思っております。

なお、今後12月22日までに調停内容に対し、裁判所に文書回答し、翌年1月7日に調停期日呼出状から裁判所に出頭する予定でございますので、今後の状況等につきましては、機会を見て逐次ご報告させていただきますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、私の挨拶と行政報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでございました。

本日、お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理しましたので報告いたします。

ここで、配付資料の差しかえについて、報告いたします。

平成26年度決算審査特別員会審査結果報告書について、差しかえがございます。お手元に配付のものと差しかえをお願いいたします。内容について局長より説明をいたします。

石井局長。

○事務局長（石井安邦君） それでは、大変恐縮ですけれども、差しかえの内容についてご説明させていただきます。

先にお配りいたしました平成26年決算審査特別委員会審査結果報告書の最終ページの指摘要望事項のところに事前にお配りしたものについては（案）が入っておりました。お手元にそれを取り除いたものをお配りいたしましたので、こちらに差しかえをお願いしたいと思います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（市原重光君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めにより、議長から指名いたします。9番中村義徳議員、10番市原時夫議員の両名を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長（市原重光君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎議会改革特別委員会結果報告

○議長（市原重光君） 日程第3、議会改革特別委員会結果報告を行います。

12番市原裕一委員長より報告願います。

市原裕一委員長。

○議会改革特別委員会委員長（市原裕一君） 皆さん、おはようございます。

私のほうから報告いたします。

平成26年12月12日、睦沢町議会議長市原重光様、睦沢町議会改革特別委員会委員長市原裕

一、委員会調査結果報告書、中間報告でございます。

本委員会の調査結果を睦沢町議会委員会条例第26条及び睦沢町議会会議規則第76条の規定により、下記のとおり報告いたします。

調査事項 1、睦沢町議会改革に関する調査検討について。

2、経過、平成26年第3回委員会。

日時、平成26年8月27日、水曜日、302・303会議室。

事案 1、議員定数等に関する課題について。

2、委員会に等に関する課題について。

出席者、委員長ほか委員12名、事務局2名。

平成26年第4回委員会。

日時、平成26年12月3日、水曜日、302・303会議室。

事案 1、議員定数等について。

2、委員会等について。

出席者、委員長ほか委員12名、事務局2名。

3、調査結果、これまでに示された検討課題に基づき議員定数等に関する課題及び委員会等に関する課題について、協議が進められました。議員定数等に関する協議では、多様な意見を行政に反映させる必要などから、現状維持とする意見や定数は現状維持とし、報酬を削減するなどの意見が出されました。

一方、厳しい財政状況などを踏まえ、定数を削減する意見や定数を削減し、報酬を上げるなどの意見が出されました。

議員定数等に関しては、これらの意見を踏まえ平成27年2月末までに特別委員会としての結論を出すことといたしました。

委員会等に関する協議では、議会だより編集特別委員会委員の定数に関する意見が出され、今後検討することとなりました。

以上でございます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでございました。

◎産業建設常任委員会調査報告

○議長（市原重光君） 日程第4、産業建設常任委員会調査結果報告を行います。

6番幸治孝明委員長より報告願います。

幸治孝明委員長。

○産業建設常任委員会委員長（幸治孝明君） 産業建設常任委員会の調査結果の報告をいたします。

報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

委員会調査結果報告、中間報告。

本委員会の調査結果を睦沢町議会委員会条例第26条及び睦沢町議会会議規則第76条の規定により下記のとおり報告します。

記、調査事項。

- 1、睦沢町農業活性化推進事業について。
- 2、区要望事項の執行状況について。

調査内容。

開催日時、第7回平成26年10月21日（火）午前9時。

調査か所、睦沢町地域振興課。

出席者、市原重光議長、幸治孝明委員長、田中憲一副委員長、荻野新衛委員、岡澤宏一委員、石井事務局長、計6名。

説明者、平山地域振興課長、田邊地域振興課生活環境・地域整備担当主幹、手塚地域振興課主幹兼産業振興班長、磯野主査、芝崎主査補。

概要、調査事項1、2について、担当者の説明と聞き取りを実施するとともに、調査結果報告書の作成及び今後の調査課題について協議した。

指摘要望事項。

- 1、睦沢町農業活性化推進事業について。

各区の説明会が行われている中で、集落営農実現に向け行政として強力な支援が不可欠である。今後さらなる支援体制の確立・強化に努められたい。

- 2、区要望事業の執行状況について。

限られた予算の中で、区からの要望に対し、重要性・緊急性を的確に判断し執行されていた。新年度予算編成においても区のニーズを十分に把握され適正に対応していただきたい。

以上、これらの指摘要望事項が、議長を通じて町執行部へ提出されるようお願いし報告とする。

以上でございます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでございました。

ここでお諮りいたします。

ただいまの委員長報告で指摘要望事項を執行部に提出願いたい旨の報告がされました。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員会の指摘要望事項は、町執行部に提出することに決定いたしました。

◎認定第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第5、認定第1号 平成25年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました平成25年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定については、第3回9月定例会において、その審査を決算審査特別委員会に付託したところであります。

決算審査特別委員会の審査結果について、1番田邊明佳委員長から報告願います。

田邊明佳委員長。

○決算審査特別委員会委員長(田邊明佳君) それでは、決算審査特別委員会の報告をさせていただきます。

報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

平成26年決算審査特別委員会審査結果報告書。

平成26年12月12日、睦沢町議会議長市原重光様。決算審査特別委員会委員長田邊明佳。

平成26年第3回睦沢町議会定例会において審査を付託された、平成25年度睦沢町一般会計決算ほか5特別会計決算の審査を下記のとおり行ったので報告いたします。

記、1、審査の対象。

平成25年度睦沢町一般会計決算。平成25年度睦沢町国民健康保険特別会計決算。平成25年度睦沢町農業集落排水事業特別会計決算。平成25年度睦沢町介護保険特別会計決算。平成25年度かずさ有機センター特別会計決算。平成25年度睦沢町後期高齢者医療特別会計決算。

2、審査の経過。

第1回決算審査特別委員会。

日時、平成26年9月10日(水)本会議休憩中。

場所、役場3階、総務常任委員会室。

(1) 特別委員会構成の決定。

委員長田邊明佳、副委員長清野 彰、委員中村義徳、委員麻生安夫、委員荻野新衛、委員田中憲一、委員市原裕一。

(2) 審査方針の決定。

審査方針は、予定された事務事業が計画どおり執行されたか、またその効果等について審査を行った。

(3) 審査方法の決定。

①審査方法は、特別会計を含め、各常任委員会所管の事務事業ごとに、審査を行うものとした。

②一般会計の歳入は、原則として、総務常任委員会所管の事務事業の審査の際に、一括して説明を受けることとした。

③歳入に関する質疑等は、その歳出を所管する事務事業の審査の際に行うものとした。

④審査の順序は、最初に関係課長等の説明を受けた後、質疑を行うこととした。

⑤関係課長等の説明は、質疑に十分な時間ととるため、簡潔に要点説明とした。

⑥必要に応じて、班長等の出席を認めることとした。

(4) 審査日程の決定。

平成26年10月8日(水)9日(木)の2日間。

第2回特別委員会。

日時、平成26年10月8日(水)午前9時から。

審査内容。

(1) 総務常任委員会所管の事務事業の審査。

(2) 教育民生常任委員会所管の事務事業の審査(国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計を含む)

(3) 現地調査の実施か所の決定。

第3回特別委員会。

日時、平成26年10月9日(木)午前9時から。

審査内容。

(1) 産業建設常任委員会所管の事務事業の審査(農業集落排水事業特別会計及びかずさ有機センター特別会計を含む)

(2) とりまとめ。

(3) 現地調査。

①町単独集落排水整備事業。集落排水整備工事(その1)、上市場地先。

②農地農業用施設災害復旧事業。水路(排)災害復旧工事(422分の502)、佐貫地先。

③鳥獣被害防止総合対策交付金事業。イノシシ侵入防止金網柵、佐貫地先。

(4) 採決、審査結果報告書の承認。

3、審査会場、役場3階、302・303会議室。

4、審査結果。

慎重審査の結果、平成25年度睦沢町一般会計決算ほか5特別会計決算については、指摘要望事項を付して、原案のとおり認定することに決定した。

5、指摘要望事項、別紙のとおり。

別紙。指摘要望事項。

1、町税、国民健康保険税及び介護保険料について、徴収に対する職員の日々の努力は理解するものの、公平な負担と財源確保の観点から、収納率の向上に向けさらに努力されるとともに、新たな不納欠損を生じさせないように努められたい。

2、行財政改革の推進・継続のため、法律の規定にない各種審議会、委員会等において、定例的な報告、情報交換などが主な活動内容となっており、ほかの手法により同様の効果を得ることができるものなどの整理統合に努められたい。

3、鳥獣による農林産物の被害は、生息環境の変化、耕作放棄地の増加などにより年々深刻化、広域化しているため、国における鳥獣被害防止対策の充実を求めるとともに、県内の複数の市町村が連携して行う広域的な被害対策に、より一層努められたい。

4、かずさ有機センターについては、運営体制の見直しを行うとともに、適正な施設管理と長期的な事業計画を策定し、良質な製品の確保と有効利用に努められたい。

以上。

以上で報告とさせていただきます。

○議長(市原重光君) ご苦勞さまでございました。

これから委員長報告に対する質疑をいたします。

質疑のある方はどうぞ。

(「なし」の声あり)

○議長(市原重光君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、平成25年度睦沢町一般会計歳入歳出決算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 平成25年度一般会計歳入歳出決算に対する反対討論を行います。

今回の決算の特徴は、小さくても自立した自治体として健全化判断比率の改善に見られる財政状況の中での取り組みとなっております。

そして、施策を実施するに当たり、私もこれまでも主張してきた住民参加型の手法が部分的な課題ではありますが、これまでの枠を超えた形で推進されております。

また、子ども医療費助成の仕組みの改善や防災訓練の実施、これは今年度はさらに全庁的な訓練へと広がり、評価するものでございます。一方、人口減少への危機感からハード事業に傾斜しており、一方での福祉サービス充実、負担軽減など、基礎的な点での独自の展開が弱いのが特徴です。

私は、町の魅力を生かすという点では、自然、歴史、文化、伝統を生かし、子育て支援の充実はその一つのポイントだと思いますが、学校給食センター化、民間委託化などを後退しているのが実情です。

私は、安上がり、民間に任せるという近視眼的な施策ではなく、より長期的に人を育て町の特質を生かす財政配分と施策に取り組むべきだという視点から反対をいたします。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

田中憲一議員。

○2番（田中憲一君） 平成25年度睦沢町一般会計歳入歳出決算について、賛成の立場から討論を行います。

この決算につきましては、依然として厳しい雇用情勢による給与所得者の減少や少子高齢化による生産年齢人口の減少などにより、自主財源を多く望めない中、国・県への積極的な働きかけにより、補助金などの財源確保や緊急経済対策による交付金の活用など、積極的に各種施策に取り組み、推進されたことは評価に値するものであります。

この財源確保の手法については、近隣町村と比べても我が睦沢町はととても長けていると思えます。町職員に感謝するところでもあります。

その1つとして、災害対策が挙げられます。各区及び公共施設に防災倉庫を設置し、備蓄品等の整備を行うとともに、防災行政無線屋外子局のデジタル化や、庁舎等公共施設への光ケーブル接続による災害時の情報伝達体制の充実を図り、これらの財源として地域の元気臨

時交付金や東日本大震災復興基金を有効に活用しております。

また、睦沢中学校を避難場所として災害時要援護者避難訓練を含む防災訓練を実施し、住民の防災意識の向上にも努めました。訓練内容については、まだまだ課題は多く、進化しなければなりません、何よりも町として前向きな姿勢であり、平成25年度に着手した地域防災計画の見直しについては、災害発生時のより具体的な行動計画として、住民の生命及び財産の保護につながる計画となることを期待するところであります。

子育て支援については、若者定住促進事業において、若者世帯の住宅支援として上之郷のリバーサイドタウンに若者定住型賃貸住宅を事業化し、入居者の募集を行いました。募集状況からタイミングを逃すことなく次年度予定分を前倒しで募集し、結果として全18棟の入居に至ったことは、町内のみならず町外からの関心も高く評価するところでございます。

このほか、地域再生・健幸のまちづくりの実現に向け、住民主体の計画推進委員会により、積極的な調査、検討がなされ地域再生・健幸のまちづくり計画が策定されました。

今後も積極的な住民参加型の行政が継続されることを望むとともに、本町の将来像、実現のため、引き続き財政の健全化を維持しながら、限られた財源で最大の効果を上げる施策の実施をお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（市原重光君） ほかに討論ありませんか。

荻野新衛議員。

○11番（荻野新衛君） 私はまず反対の立場で発言をさせていただきますが、全部が悪いというわけではございません。町の執行部、いい予算執行を随分やっております。それは今、田中議員さんの発言のとおりだと思います。しかし、予算の執行においては経常費以外については、私は費用対効果または公平性、そういうものがなければならないというふうに考えております。

そういう中において、一々どれがどれが、これがこれがとは言いませんが、次年度の予算の計上、執行に対して、今まで以上に真剣にやって、真剣にね、公平性効果を考えていただきたいという観点から、あえて反対をいたします。全部悪いわけじゃないですけどね、やはり効果が出てないもの多かった、そういう点で反対といたします。

以上です。

○議長（市原重光君） ほかに討論ありませんか。

麻生安夫議員。

○3番（麻生安夫君） 私は、まず平成25年度睦沢町一般会計歳入歳出決算についての賛成の立場から討論を行います。

まず、歳入面の自主財源の確保についてですが、景気の低迷により地方財政が依然厳しい状況下において、町税の収納関係において接触困難な滞納者の対策として、徴収担当職員のフレックス制の定着による夜間徴収等により徴収率は前年度より増加しております。

しかしながら、収納額は個人町民税においては、納税者数の減少等により減額となっておりますので、引き続き財源確保にはさらに努めていただきたいと思います。

次に、歳出ですが、まずは町の基幹産業である農業の営農支援ですが、前年度に引き続き農地水保全管理支払交付金事業及び環境保全型農業直接支払交付金事業を活用し、共同活動による環境の保全や老朽化が進む水路等の施設改修を行うとともに、かずさ有機センターの堆肥の活用により、環境に優しい農業の推進を継続しました。

農業を取り巻く環境は依然厳しいものがありますが、平成25年度は農業活性化推進基金に当初予算を上回る前向きな積み立てを行っており、将来を見据えた有効活用を期待するところであります。

次に、子育て支援の充実です。核家族化が進む若い世代が安心して子育てができるよう、育児に必要な情報の提供と専門職による育児相談や訪問指導の充実を図り、こども園においては延長保育や預かり保育の実施により、多様化する保護者のニーズに対応するよう努め、待機児童ゼロを継続していることは評価できます。

平成25年度に子ども・子育て支援計画策定に向け、実施したニーズ調査を十分に生かし、安心して子育てができるよう支援計画となることを望みます。

3点目として、健幸長寿まちづくりです。保健分野において特定健診・後期高齢者健診における基本項目を追加し、健診内容の充実を図るとともに個別健診の導入により、受診しやすい体制を整えました。各種がん検診については、対象者への受診勧奨を強化したことにより、受診率の向上とともに、早期発見、早期治療につながりました。

公共交通においては、かねてから懸案事項となっておりました巡回バスのあり方について、代替措置の検討をして、福祉タクシーの利用券の限度額引き上げや、路線バス利用者への回数券や定期券の助成を行い公共交通機関の利用増進につながりました。

その他、インフラ整備については、社会資本整備総合交付金事業により、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、町内5橋の維持工事を実施しております。通学路安全対策工事として通学路カラー舗装を施し歩行者の安全を図りました。

平成25年度は、町制施行30周年記念の年として各種事業を通して、町民がふるさと睦沢を見つめ直す年となり、これを契機にさらなる発展につながるよう執行部に引き続き、選択と集中による行政運営をお願いして、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（市原重光君） ほかに討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで、平成25年度睦沢町一般会計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

次に、平成25年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 平成25年度国民健康保険特別会計決算への反対討論を行います。

町長は、決算提案理由説明の中で、選択と集中により住民福祉向上に向けて取り組んでまいりますと述べております。私は、国保会計こそこの視点が入れられるべきだと考えています。消費税導入、そして、増税をはじめ各種医療福祉負担や年金削減は住民の暮らしを直撃しています。

私は、町としてできる負担軽減の権限の分野として、国保税の軽減は極めて重要な課題だと考えています。県内でも多くの自治体がこの視点に立って、一般会計繰り入れも含めて軽減を図っているのはそうしたことのあらわれではないでしょうか。

睦沢町民の意識は、総体的納税率の高さに見られるように積極的なものであり、こうした努力に応える意味でも軽減を図るべきだということを指摘し、反対討論といたします。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

市原裕一議員。

○12番（市原裕一君） 平成25年度睦沢町国民健康保険会計歳入歳出の決算について、賛成の立場で討論を行うものであります。

国民健康保険は、国民皆保険の根幹をなすもので、平成20年度から開始された後期高齢者医療制度とともに、社会保障の重要な役割を担ってきました。本町におきましても高齢化率が34%を超える中、住民の医療保険を支え安心して暮らせる日々の生活に寄与しています。

平成25年度の医療給付費は、一般被保険者が増加している状況であり、保険給付費の財源となる交付金等の減少と経済不況による収納の難しさもあり、国保会計を取り巻く財政状況

は極めて厳しい状況にあります。

このような状況の中で一般会計からの法定外の繰り入れも行わず、町民の暮らしと健康を支える制度として、役割を果たしているものと考えられます。今後も国民健康保険税の公平性を保ちながら失業者等への軽減措置を行い、収納率の向上に努力するとともに、特定検診等の受診率のさらなる向上と、保健指導と積極的に推進することを期待するものであります。また、町の主要施策の一つ、健康長寿のまちづくりを推進し、病気予防のために特定検診内容の充実や、歩くことを基本とした体力増進の取り組みにより、町民が健康で生活できるような安定した国民健康保険の運営をお願いするものであります。

以上、本決算は適切な内容であり、賛成するものであります。

以上です。

○議長（市原重光君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで平成25年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

次に、平成25年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ありません。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで平成25年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

次に、平成25年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 平成25年度介護保険特別会計決算への反対討論を行います。

最大の問題は、介護保険導入の目的とされた、誰もが安心して老後を送れる、このことが次々と負担増とサービスの削減によって後退してきているという現実であります。確かに国の施策が大きな網をかけており、自治体としての限界はあるとしても、町としての独自の軽減努力が必要ではなかったのか、こうしたところの成果が見られない。また、努力を指摘を

して反対といたします。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

幸治正雄議員。

○7番（幸治正雄君） 賛成の立場で討論を行います。

近年、町の人口が減少傾向にあり、さらに高齢化が進む中、介護認定者やサービス利用者が増加しております。介護給付費の増加を防ぐには介護予防であり、地域支援事業では可能な限り自立した生活ができるよう、要支援、要介護にならないように各種の教室・講座等の事業を実施しております。特に、出張予防教室では、佐貫、上之郷、上市場地区で定期的に開催されており、他地区においても身近な場所で高齢者が気軽に介護予防を取り組めるよう介護予防推進員による新たな予防教室が展開されつつあります。また、介護サービスでは、住みなれた地域や家庭で日常生活ができるようサービスの充実に努めており、評価します。そして、はつらつ支援ボランティア養成講座も実施しており、介護給付費の抑制のために、今後も介護予防事業の積極的な取り組みと相談や支援などの充実に望み、賛成です。

以上です。

○議長（市原重光君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで平成25年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

次に、平成25年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで平成25年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

最後に、平成25年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 平成25年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算への反対討論を行います。

後期高齢者医療は、これから団塊の世代が対象となっていく時代が迫っており、健康な老後の努力を前提としても、ますますその比重を増していく制度であります。こうした将来を見通して、国は年齢で医療を差別するという制度にしたわけでありましたが、町の独自権限は少ないわけであります。私は、この制度自体廃止してもとに戻すべきだ、このような考えに立ち反対であります。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

岡澤宏一議員。

○8番（岡澤宏一君） 平成25年度の睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

千葉県広域連合の運営による後期高齢者医療制度の決算であります。町は広域連合の決算に基づき、保険料の徴収や給付にかかわる各申請書の受け付け事務を行っております。保険料は平成25年度も平成24年度と同様に、世帯の所得水準に応じた均等割額の軽減と、所得58万円以下の被保険者に対しては所得割額5割の軽減措置が行われました。また、給付の面では人間ドック助成事業を、この制度がスタートしたときから町は取り入れており、利用者は年々増加しております。平成25年度の利用者は18名で、この助成制度が活用されることなどから一定の評価をし、本決算に賛成するものでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで平成25年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対する討論を終わります。

以上で、全会計の討論を終わります。

これから、採決を行います。

最初に、平成25年度睦沢町一般会計歳入歳出決算について、この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手多数です。

したがって、平成25年度睦沢町一般会計歳入歳出決算は認定することに決定いたしました。次に、平成25年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、この決算に対する

委員長の報告は認定とするものです。この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長（市原重光君） 挙手多数です。

したがって、平成25年度睦沢町国民健康保険特別歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、平成25年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長（市原重光君） 挙手全員です。

したがって、平成25年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、平成25年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長（市原重光君） 挙手多数です。

したがって、平成25年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、平成25年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長（市原重光君） 挙手全員です。

したがって、平成25年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

最後に、平成25年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長（市原重光君） 挙手多数です。

したがって、平成25年度陸沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

皆さんに申し上げます。

生田代表監査員はここで退席をされます。どうもご苦労さまでございました。

あわせて、ここで暫時休憩といたします。10時30分まで休憩といたします。

(午前10時12分)

○議長（市原重光君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

(午前10時30分)

◎一般質問

○議長（市原重光君） 日程第6、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がされております。

質問者並びに答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。

なお、通告以外の質問に答弁はされませんのでご了承願います。また、答弁につきましては漏れのないようお願いいたします。

それでは、通告順に従い、順番に発言を許します。

◇市原時夫君

○議長（市原重光君） 最初に、10番、市原時夫議員の一般質問を行います。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 日本共産党の市原時夫でございます。

通告順に従って一般質問を行います。

最初に介護保険問題でございます。介護保険の改定につきましては前議会でも質問いたしました。改定介護保険に基づく住民への影響について、特に医療介護総合法に基づくガイドラインがその後、示され、具体的な影響が明らかになりましたので、町の対応をお聞きいたします。

私は、この法律は多くの高齢者を介護サービスの対象から除外し、入院患者を追い出し、

さらに強化するなど、公的介護、医療保障を土台から掘り崩す大改悪法だと考えています。団体自治、住民自治を掲げる自治体として中止撤回を求めるとともに、法律の枠内でのサービス切り捨てから住民を守る点について、提案も含めて質問をするものであります。

今回の、特に介護保険における総合法の問題点は、第1に要支援者の訪問介護、通所介護を介護保険給付から外し、市町村が実施している地域支援事業に移すとしておられることとあります。私も今でもはっきりと覚えておりますが、介護保険の導入のときには反対の声や疑問の声が広がりました。そうした中で、政府のほうは誰もが安心して老後が送れる、家族介護の負担の軽減につながる、このことを掲げて実施に踏み切ったはずであります。ところがどうでしょう。その後、要介護の中を要支援という新たな段階をつくり、サービスの削減を行いました。今度は、この要支援を介護保険の対象外とするなど、当初の介護保険の位置づけさえ投げ捨てるやり方にされてしまったではありませんか。これまで市町村の地域支援事業が行っていた介護予防事業と二次予防事業を、今度は一般介護予防事業と介護予防プラス生活支援サービス事業に再編し、これらの除外した方々を町としてやらせる。つまり国の責任の放棄と、自治体への責任と事業拡大を押しつけるものではありませんか。

今後、同案に対する都道府県、市町村の意見をまとめて、今年度末までに成案を作成する方針であります。住民への福祉充実の自治体の立場から、その役割から声を上げる、こういうことができるわけでありまして。この点を含めて、具体的に影響についてお聞きしたいと思っております。

まず、ガイドライン案は新総合事業への転換によって、要支援者の訪問介護、通所介護を介護保険から外し、市町村が実施している地域支援事業に移し、費用の効率化を求めています。介護保険給付費の抑制を図るよう、市町村に要求し、低廉なサービスの利用、普及なるものを示しています。つまりは要支援者への多様なサービス、日本のこの言葉というのは本質とは全く違うようなことを表面的に流すという特徴があると私は考えておりますが、多様なサービスとは何か。あたかもプラスになるように聞こえますが、要するに専門外人員による代替制度を使ってもよいというよりも、使いなさいというようなことが進められているわけでありまして。私は、町として専門的サービスを基本として、多様なサービスへの転換を進めてはならない、サービスの質を落とすような流れに持っていったらならないと考えておりますが、見解を伺います。

次に、認定に至らない高齢者の増加を理由に、高齢者が地域包括支援センターに介護サービスを申し込んだ場合、窓口担当者が要支援を勝手に判断できる仕組みが導入されます。私

は、これまでどおり介護認定を申し込んだ場合には無条件に認定を受けてもらう、従来の認定の仕組みを堅持すべきだと考えますが、見解をお聞きいたします。

第3に、自立の促進を名目としたサービス打ち切りの危険性です。新総合事業の適用となった人は目標と課題を持たされる。何で本人が持たないといけないのか、ここも私は非常に疑問のところでありますが、そうして行政側が目標達成、状態改善とみなした場合、単価の低いサービスへの転換や、サービスの終了を求めることになりかねない。このように行政が要支援者を説得という名の強制になりかねないサービス終了を求めるような、こうした取り組みはすべきではないと考えますが、伺います。

第4に、新総合事業の事業費への国からの上限設定という問題であります。これがいわゆる上から財政的に切り詰めさせるということですが、直近3か年平均の75歳以上の人口伸び率というものを単純に当てはめて、この増加以内に対象者の実態を合わせなさいと、つまり実態からではなくて最初から数字を出してくると。私はあくまでも数字を先にするのではなく、実態に即したサービスに徹底すべきではないかと考えますが、見解をお聞きいたします。

こうした問題点を見た場合に、新事業への移行については総合法の中でも2015年度からの新総合事業導入が困難な場合は、条例で最大2年間実施を遅らせることも可能としており、これまでの町の答弁を聞いた限りではどう見ても間に合いそうもない。十分な対応を検討する意味でも実施を、この法律の枠内にありますから、2年間延期すべきと考えますが、お聞きしたいと思います。

次に、介護保険の利用料の問題ですが、所得160万円、年金収入282万円以上の層へ、65歳ですが、2割負担導入という大幅負担増が打ち出されました。この持ち出された根拠が、重大な問題があったことが国会でも明らかになり、その基準が現実の家計の実態である世帯としての収入ではなく個人となっており、妻が無収入でも夫の年金が280万円以上なら、夫の利用料は2割となる。家計全体として実際には運営しているのに、このような形をとっていると。また、政府は2割負担導入の根拠としてモデル世帯を設定して、その可処分所得、つまり税とかなんかを引いて自由に使えるという、一般的にはそういう意味ですが、それから平均的消費支出を差し引くと60万円余るんだと、だからこれらの世帯は2割負担にしたって耐えられると言ったのですが、実際は平均的消費支出が可処分所得よりもはるかに低いということが発覚いたしまして、この根拠を失ったにもかかわらず、そのまま2割負担が導入された。私はこうした実態に合わない2割負担の導入は、住民の福祉を守る立場の自治体

としても撤回を求めるべきではないかと考えますが、見解を伺います。

次に、低所得者の介護施設利用の場合、食費、居住費の軽減縮小の打ち切りが2015年8月から実施する。これも当初この介護保険が導入したときには、こうした低所得者には食費とか居住費とか、こういうものを配慮するという事になってたんですよ。ところが今回、例えば入ってる本人が低所得者でも、世帯分離している住民税課税の配偶者がいた場合は除外すると、全く相矛盾するようなことが打ち出されてる。貯金があるからとか、障害者年金や遺族年金も加算をして対象外だと、打ち切りの対象だというふうなことも打ち出されているわけでありまして。さらに重大なのは、特養の入所者を要介護3以上に限定することになります。負担と対象を限定することになれば、私は例えば施設にどうしても入所したい、家族介護できないという方の部分の、いわゆる介護難民を生むことになるのではないかと、町として絶対にそういうことはさせないと言い切れるのかどうかお聞きします。介護保険料の引き上げを抑えるためにも、町では、これはかなり限界があります。国庫負担割合を大幅に増やすことを求める、そして介護職員の待遇改善と、介護報酬の大幅削減に反対すべきではないか、住民の福祉と施設のきちっとした運営を保障する意味でも、その立場をとるべきではないかと思うわけでありますが、見解をお聞きしたいと思っております。

次に、学校図書司書配置の問題について伺います。

これは、私がこれまで学校図書、それから公的図書問題についてずっと系統的に取り上げてきたわけでありまして、睦沢町のすぐれた特徴である子育て支援の町として充実の一環として、また子供たちの学ぶ意欲、読書への関心と自主的判断ができる科学的な知識を育てる意味でも、子供の時期の読書は人間として成長する上で大変大事な営みであり、読書環境の整備は行政としての責任だと考える立場からこの問題を系統的に取り上げてきましたし、また町長もこの間の施策を見まして同様の考えではないかというふうに察しているわけでありまして。私はこれまで町の図書室を図書館として充実させ、必要な職員を配置することとあわせ、特に学校図書館に専任の司書教諭、学校司書などの人員を配置することなど、図書室、学校図書の充実を図ること、読書をしている団体に対する自治体独自の支援・援助を充実すること、学校や公民館など、公共施設で行われる読書にかかわる事業の自主性の尊重と支援、読書環境整備の計画を住民、図書、司書、教員等の参加のもとで立案をして、財政措置を含めた年次計画を自治体と策定すべきだと考えておりますが、そんな中で実は今年の6月、学校図書館法の一部を改正する法律というのが成立しまして、見てみました。それによると、学校に司書教諭のほか、専ら学校図書館の職務に従事する職員、学校司書ですね、置くよう

に努めなければならないとの規定を盛り込みました。そして、国は学校司書の資格、養成のあり方等を検討し、必要な措置を講ずるとしている法律であります。学校図書が時代を超えた資料として現在も通用する内容か、ハウツー物など廃棄が必要なものなどを判断し、また子供や教員が利用したいときにはいつでも開いていて、図書や資料について子供たちが相談できるということは極めて大切なことでもあります。つまり、子供たちの時々の興味に沿って、その発達段階において合わせて図書を紹介できるという大きな利点があるわけでありませう。そうしますと、複数校の兼務や他の事務との兼務ではなく、1校に1名専任であることが必要であると考えます。そして多様な資料や情報を的確に提供するための専門性、司書資格、教員との日常的な連携、学校職員の一員として学校運営に参加することも求められるなど、大きな内容を持っているわけでありませう。そのためには、継続して働き、責任を持って学校図書館運営に携わることができる正職員であることが必要だと思ひます。

そこで、まず学校図書の現状、図書担当職員の配置状況についてどうなっているのかを聞きます。そして、睦沢町の子供たちの成長の立場からも、専任、専門、正規の学校司書配置をすべきと考えますが、こうした法律の改定に伴う町の見解をお聞きしたいと思ひます。

第1回の質問を終わります。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、市原時夫議員の一般質問についてお答えを申し上げたいと思ひます。

議員ご質問の介護予防・日常生活総合事業ガイドライン案については、市町村が中心となって地域の実情に応じまして、ボランティアなどを含めた多くの人々に協力していただきながら幅広いサービスを充実しようとするもので、地域の支え合い体制づくりを推進して、要支援者等に対して効果的かつ効率的な支援を行うことを目的としておるところでございます。

今回の改正によりまして、これまで提供してました介護予防給付の訪問介護、通所介護が地域支援事業に移行されますが、これからは基本チェックリストによりまして、介護認定を受けずに迅速にサービス提供を受けることが可能となります。また、窓口相談で総合事業の目的や内容を説明し、その人に合った適切なサービス・事業が包括的に提供されるような援助を行います。事業の中心となる総合事業は、コーディネーターの配置などによりましてボランティア、社会福祉協議会等による生活支援サービスの拡充を図り、支援する側とされる側で高齢者の社会参加及び地域とのつながりを維持しながら、柔軟なサービスを提供していきます。これによりまして、自立意欲の向上と、軽度の方が重度化するのを少しでも遅ら

せることができ、平成27年度、28年度の2か年をかけ体制を整え、平成29年度から本格実施を考えております。

これらに係ります費用負担につきましては、一定の所得のある第1号被保険者については2割負担に見直しがされますが、この中で負担能力が低い被保険者については、今までどおりの1割負担となります。また、低所得者の食費、居住費に係る補足給付につきましては、預貯金を保有している方はこれらの資産を勘案する見直しがされることとなります。町では、現在第6期介護保険事業計画を策定中であります。介護保険サービスが必要な方には、その人の状態に合った形でサービスを提供できるよう努めるとともに、総合事業の中で介護予防事業に力を注ぎ、また昨年度策定した地域再生・健幸のまちづくり計画や、今年策定いたしました陸沢町健幸のまちづくり基本条例により、町民全体の健康意識の向上を目指し、健やかで幸せに暮らし続けることができるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

しかしながらこの介護保険制度につきましては、基本的には国の施策でございます。そういったことの中で、議員もおっしゃってございましたけども国庫負担の拡大、あるいは職員の待遇改善、これにつきましては議員がおっしゃるように当然私どもにつきましても国に求めていきたいと考えているところでございます。

次の教育についてのご質問については、教育長より答弁をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 高梨教育長。

○教育長（高梨正一君） 市原議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

学校図書の現状ですが、平成25年度末の両小学校の蔵書数でございます。土睦小学校で7,360冊、瑞沢小学校で7,672冊というようなことで、合わせまして1万5,032冊でございます。また、中学校では8,419冊であります。これを見ますと、国で言っている学校図書の標準冊数に達しているものだというようなことで認識をしておるところでございます。また、小学校での時間割に読書タイムを設けまして、また授業で図書室の蔵書を活用するなどしまして、貸し出し数につきましても年々増加している傾向でございます。

次に、司書等の配置でございますが、各学校には司書教諭の資格を持つ先生方がいらっしゃいます。学校内の役割としまして、校務でございますけども、その職務を担当しまして学校図書の運営、活用に中心的な役割を持って活動しているところでございます。読書や語学力や知識の向上に役立ちまして、学力向上に寄与することから、より一層の活用を進めてまいりたいなと思うところでございます。現状では、専門の職員につきましてもの配置をするこ

とは難しいものと考えております。

今後も中央公民館図書室に収蔵する約2万5,000冊の蔵書がございます。その活用や読書ボランティアの協力のもと、これはマンパワーでございますが、活用のもとで読み聞かせ活動や児童生徒の読書機会の創出を含めまして、各学校図書との連携を図りまして、町全体で図書の活用と読書の普及に努めてまいりたいと考えているところでございます。よろしくご理解を賜りまして、今後ともご指導いただければありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 最初の介護保険を受けたいと言った人への対応の問題で、窓口の担当者がチェックリストに基づいて質問に答えてもらって判断をすると、そのほうがその方に合ったサービスができると。これだと介護保険で最初に言っていた話と全く逆じゃないですか。これまできちっと認定組織に基づいてやってきたことは、その人に合ったサービスができなかったということですか。逆になるんじゃないんですか。その場で簡単なチェックリストでやって、さあ、あなたはこっちですよと、こういうような本人の実態をきちっと精査しないでサービスを割り振って費用が軽くなればいいというのは、今、町長がおっしゃったような将来的なその方の重度化を防ぐ、軽度へと改善をしていくという意味でも、その方の正確な実態を把握という意味ではマイナスになるんじゃないですか。これはどう考えてもそうだと思いますよ。そういう認識を私は持たなきゃいけないんじゃないかなと。ただ国がそういうふうに言ってきたから、町の裁量でできるところがあるわけですから、国が言ってくる最大限のところをそのままやるという姿勢ではいけないと私は言ってるんですよ。何か今の答弁を聞くと、何か国の言う最大限のところを全部取り入れてそのままやりますということになっては、介護に対する後退でありますし、自立支援という側面でもマイナスになると。これも実は大論議あったんですよ。介護認定をどうするかというところで、私も何度もやったんですよ。だから専門家を入れるとか、それから担当医師を入れるとか、行政を入れるとか、さまざまな形で、それで介護認定を進めたわけでしょう。そういう前提でもって介護保険が入ってきたのに、今窓口の担当者がチェックリストをやって、あんたはこっちですよと、そんな責任を窓口の担当者が負えるんですかということを私は言ってるわけです。そこに本当に問題はないんですか。これが1つの点です。

それから、ちょっと今は答弁がなかったけど、結局サービスを受けている方に、よく民間でやりますよね、達成目標を出しなさいと。大体要介護か何かしてる人に達成目標、じゃあ

あなたはどのような達成目標を立てますかなんていうこと自体、本当にできるのかという問題もありますよ、それは。私はいろんなそういう実例、家族問題も含めてやってるけど、かなりぐあいが悪くなるし、いや、私はこうしたいと思いますというようなこと自体も、かなり本人に対する負担でありますし。それからなぜこれを言うかという、既にこの法改定に先行して予防モデル事業というのをやった市町村があるんです。そうすると、さっき言ったように数値があるものですから、何とか説得をして強引じゃないかなと思われるようなサービスを打ち切る事例が相次いでいるということがあるから私は言ってるわけでありまして、こういうふうに目標をつくって行政側が改善だというふうに目指すのはおかしいでしょう。専門的な判断をやっぱりここでも必要とするのではないですかと。こういう、どんどんどんどん勝手な判断で本人の状況を見殺ししたような流れになることは、この制度は問題じゃないですかということを私は言ってるわけでありまして。この3か年の平均75歳人口の伸び率というので睦沢の場合はあうのかな、これは、という気もします。

そういうことはさておいても、どうも町としてはまだこういうふうにするという具体的な案がないようですから、この法律に基づいて当面2年先送りしていいというんだから、それを先送りして十分検討してはいかがですかと。これをちょっと答弁してくださいということ、私は言ってるわけです。いよいよ団塊の世代になりますから、極端な例を言うと並んでもらって、ばばっと書いて、あなたはこっち、あなたはこっち、こっちです、こっちです、こっちですとなりかねないということですよ。一人一人の具体的な状況に応じて、どういうサービスが必要なのかというのが介護保険だったんですよ。ところが要介護か要支援かという、その段階でもう完全に分けちゃうということですから、要介護であるべき人が要支援になる可能性も十分あるということですよ、これは、専門家の判断じゃないんだから。そういう危険性はないんですか。私は思います。

それから学校図書司書配置の問題ですけど、私が聞いたのは法律で、司書教諭のほか、専ら学校図書館の職務に従事する職員、司書資格を持った先生がいるかないかなんてことを問題にしてるんじゃないんですよ。法律どおりに司書教諭のほか、専ら学校図書館の職務に従事する職員を置くように努めなければならないという規定、これに対してどういう検討しますかということを知りたいんです。司書の先生がいるかないかなんてことは問題じゃないんですよ、私は。なぜ問題じゃないかと、先生は忙しいですよ。そのほかに一人一人の子供たちの自分の担当部分を越えて、さまざまなことをできないでしょうと。これはだから国会のほうもそういうことを認めて、こういうことを出したわけでしょう、実態ができないから。

だから司書がいるかないかということじゃないんですよ。それはいないよりいたほうがいいかもしれないけれど、そういうことじゃない。法律に沿った対応をどうする考えがあるかということを知っている。それをぜひ言っていただきたいなというふうに思うんです。町長、この読書という点ではいろいろ、さまざまなことで努力するという方向があるわけですから、その点は検討されてるのかなと思ったので聞いたわけで、お答えいただきたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、二度目のご質問についてお答えしたいと思いますが、先ほども触れたと思いますけども、新しい総合事業につきましては平成27年、28年この2か年をかけて体制を整えていくということで、すぐには実施しない、平成29年からということで、先ほども言いましたけどもコーディネーターの配置だとか、社会福祉協議会による生活支援サービスの拡充だとか、そういうものを図りながら2年後ということで対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 高梨教育長。

○教育長（高梨正一君） 学校司書の充実なんですけども、これにつきましては例えば事務職で採用された方、あるいは教育委員会の職員が資格取得をしまして学校司書になるというような形なんですけども、確かに議員がおっしゃるように今、学校司書、いわゆる司書教諭につきましては各学校とも配置されてるわけなんですけども、確かに忙しいというような状況もあります。今後、事務職で採用された方や、あるいは公民館職員が学校司書になって、その辺、これは資格取得ですのでいろんな講習等も受けなければいけないと思います。その辺を勉強させていただいて、検討してまいりたいなと、そんなふうに思うところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 米倉健康福祉課長。

○健康福祉課長（米倉行雄君） 命によりお答えさせていただきます。

先ほどのご質問の窓口対応の関係でございます。窓口には住民の方、皆さんいろいろ介護に関する相談、とりあえず一番最初には窓口には当然来てくれます。そのときの対応といたしまして、相手が何を求めているか、何かを必要としているか、当然それは今までどおりと判断して、そのままは介護認定に進むのか、どういうサービスがあるのか、すぐ対応できるものがあるかという形で今まで対応はしておりました。今度は、その中でまたチェックリストという形で、それが少し明文化されてリストが少しできてくるということで、私、この中で

利点としますと、少しスピード化が図れるのかなど、このように考えてます。と申しますのは、相談に来る方も、例えば身の回りのものとか、本当に専門職の、介護の資格を持ってない人ができないようなほど重症になってないで、少し軽い方も当然います。そういった方を例えば介護認定審査を受けて、その結果を受けてやっていますと当然1か月間時間がかかってしまいます。そういったことが、そういったもののスピード化を図る意味であれば、あとその判断の中ですぐ簡単にできる、簡単という言い方は失礼ですけども、身の回りのものとか例えば買い物、あるいは掃除などが該当するかどうかわかりませんが、そういったすぐできるものについてはすぐ対応していけるということで、私はその件については間違った認定をとるのではなくて、安易なものについてはそういったことで処理できるということで、私どもはスピード化を図れて機能的であると、このようになるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） おかしいんですよ。スピード化を図るんだったら、現状の認定のスピード化を図ればいい話なんですよ、それ。今がスピード化の図れないまづいところを曖昧にして、それで窓口でやるからスピード化すると、それは本末転倒というの、そういうのを。本来のところのスピード化を図れば改善する問題でしょう、だからそれはいいことにならないの。

それから判断を、つまり要支援になるのか要介護になるのかという重大な岐路の判断を、ぐあいの悪いその本人にこうやって書かせて、はい、あんたはこっちだよという判断をしていいのかということ言ってるんですよ。それはスピード化を図って、それでちゃんと受けもらうことがその人に合ったサービスになるんじゃないですかと言ってるの。判断を窓口で、そこでやって、それがその人に合ったサービスの充実につながるんですか、つながらないでしょということを私は言ってるわけで、ただ国がそういう制度になってくる可能性があると。だからそこは2年間の猶予があるんだったら、十分にどうしたらいいかということを検討してくださいと。検討してないじゃないですか、全然。国はこういうふうな方向になっていますということを繰り返してるだけでしょう。この町に合ったやり方としてはどうなんだろうかという、熟慮してくださいよ。個人の健康と福祉にかかわる重大な問題を、国の制度がこうですという私は解説なんか聞いたってしょうがないということ言ってるんですよ。そうじゃない。この町の住民の立場に立った制度をするべきだと、だから問題があるんじゃない。

ないですかと、全然問題ないと思ってるんですか。そのことを私は言いたいということです。

それからもう一つ、学校図書の問題で、だから学校に司書資格を持った人がいるいないということを言ってるんじゃないで、法律に沿った、これは3回言いますよ、専ら学校図書館の職務に従事する職員を置くように努めなければならない、法律ですよ、私が勝手に言ってるんじゃない、ということに対して検討する考えはあるのかと。もっと検討してますよ、そんなのはすぐやりますよと言ってるのかどうか分からないので、そここのところの考え方を聞きしているわけです。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） お尋ねの件についてお答えしたいと思いますが、今現在、睦沢町におきまして社会福祉士、それから保健師の採用をしながらこういう事業に携わっておりますが、今後、当然国の制度が変わりますから、この内容を十分に熟知しながら、こういう専門家の方々の活用をさらに充実していきたいと思っております。これについては、先ほども申し上げましたように2年間の猶予がありますので、十分研究をさせていただいて、なかなか睦沢町の現状で人数を増やしていくことは非常に難しいかと思っておりますが、いかに効率化を図ってこのマンパワーを充実させるかということにかかっていると思っております。ひいては、結果的には地域住民が幸せになれるかどうかという問題でありますので、ただ、私はこの保健師、あるいは社会福祉士については非常に密着した活動をしております。そこら辺が十分機能すれば対応できることがあるのではないかなというふうに考えますので、またよろしくご支援お願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 高梨教育長。

○教育長（高梨正一君） 一応法律には努力義務というようなことで認識してますので、その辺につきましては手法としまして、確かに司書教諭については市原議員がおっしゃるように忙しいという面もあります。しかしながら司書教諭の会等がございまして、司書教諭が読ませたい本百選とか、そういったいろんなリーフレットも配布されてます。その辺を学校司書あるいは学校側と情報を共有しながら、蔵書の拡充に努めてまいりたいなと思っております。つきましては、先ほど言いました学校司書は置かなければ、努力義務ですからできればそのような形で、先ほど申し上げましたとおり教育委員会職員につきましてもそういう資格を取得しながら、学校図書館の充実に努めてまいりたいというように思っているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） これで、10番、市原時夫議員の一般質問を終わります。

◇ 田 中 憲 一 君

○議長（市原重光君） 次に、2番、田中憲一議員の一般質問を行います。

田中憲一議員。

○2番（田中憲一君） それでは、通告に従い質問させていただきます。

まず、上市場地区まちづくりについてでございます。

今年度、まちづくり専門家によるワークショップが開催され、上市場住民のみならず町内の住民が多く参加し、意識の向上が見られ、継続事業化すべきだと思うが、町としてどう考えるか。上市場のまちづくり再生についての質問でございます。

町の上位計画にも挙げてあります上市場のまちなか再生の整備に向けて、現在住民の合意形成を図るため、専門家を招へいしてのワークショップを開催しており、まちづくりの方向性について着々と進んでいるところであると認識しております。また、長年の懸案事項でありました県道茂原夷隅線の道路拡幅にあわせた歩道設置計画が着手されたことにより、住民の士気も高まっているところでございます。

これまで、まちづくりは行政主体で行うことが一般的でありましたが、住民がワークショップに参加して意見を出し合うことにより、行政は多様化する住民のニーズを的確に把握することができるとともに、住民の意識が能動的に醸成されることは大変すばらしく、先駆的な取り組みでありますので、ぜひとも上市場のまちなか再生は成功へ導かなければならないと思っております。

しかしながら、全国にまちづくりの再生が成功した事例を見ても、住民の合意形成に至るまでには2年、3年の時間がかかっておりますので、盛り上がってきた住民の芽を潰さないためにも、次年度以降もワークショップの継続と専門家の招へいを強くお願いするものであります。上市場のまちなか再生について町はどうお考えか、また、今後の進め方についてお聞きしたいと思います。

続きまして、県道茂原夷隅線、上市場地区の道路改良工事が現在南側で進められていますが、10年後の地域を考えると北側、郵便局側ですね、北側の計画も重要であると考えているが、どのような計画と工程になっているか、具体的に決定しているところはあるか、上市場県道の道路整備についてお伺いたします。

これも長年の懸案事項でありました、県道茂原夷隅線の歩道設置をあわせた道路拡幅計画

がようやく事業化され、家屋の移転等が着々と進んでいるところでございます。これについては、住民ともども大変うれしく思っているところでございます。しかし、当初計画では第1段階で片側歩道が完成した後に、両側歩道へと着手する計画であるとお聞きしていますが、主要地方道である県道茂原夷隅線はいすみ市方面から本町を經由して茂原へのアクセスする重要な路線であり、かつ町民にとっては生活道路として位置づけられております。先ほど質問させていただきましたまちなか再生をも左右するものでありますので、早期に両側歩道の設置を切に望むものであります。県道茂原夷隅線の道路拡幅計画の進捗状況及び両側歩道の計画状況をお聞きいたします。

続きまして、防災対策について質問をいたします。

長野県神城断層地震においては、被害は大きいものの犠牲者はゼロであり、日ごろのご近所助け合い精神によるものと評価が高いが、当町においても災害対策の一環として取り組むべきだと思うが、ご近所助け合い対策についてどう考えますかということでございます。

先日の地震においてとても大きな被害を受けられた方に、まずはお見舞いを申し上げますところでございます。白馬村も大きな被害を受けた地域の一つであります。日ごろの防災に対するシミュレーションや意識の高さから、あれだけの家屋倒壊がありながら犠牲者はゼロでした。誰がどこのお宅を担当するか、また報告の連絡網がしっかりと構築されていたなど、見習わなければならない多くのことがメディア等でも紹介されておりました。睦沢町でも先日全町を挙げて防災訓練が行われました。私も消防団員として参加をしていたわけですが、まだまだ町民の防災に対する意識にはばらつきがあるように感じたところでございます。町として防災に対する取り組みと、今回の白馬村に見習うべき点についてどう考えるかをお聞きしたいと思います。

1回目、終わります。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 田中憲一議員の質問についてお答え申し上げます。

はじめに上市場地区のまちづくりにつきましてでございますけれども、県道整備をきっかけに町なかの再生を図るため、まちづくり専門家を招へいしてワークショップを開催しておりますけれども、今後の継続性についてどう考えているかというご質問でございますけれども、昨年度策定の地域再生・健幸のまちづくり計画では、10年、20年後を見据えた、地域活力の維持・向上が可能となる先進予防型社会の構築を目的に、地域資源を最大限に活用した中で地域再生と健康づくりを一体化したまちづくりを行うとしており、将来像としては健康寿命の

延伸のためには1日9,000歩以上歩いてしまうまちづくりを目指すというものでございます。また、この目標のために4つのコンセプトを掲げ、このうちの一つに上市場県道周辺の再整備を掲げております。町の骨格を形成する県道の拡幅、歩道整備にあわせ、その沿道にマルシェなどが行える場所や、まちの駅となる拠点施設、駐車場の整備などを行うことによる再活性化を図るというものでございます。

この計画では、上市場周辺のイメージとしてすばらしいデザインが描かれました。拠点施設として青空マルシェ広場やクリニックモール、健康プラザ、カフェや商店街モール、さらには公園や大きな駐車場など、そのほかにもさまざまな施設が集約した拠点施設でございます。また、さらに大きな構想としては、おおむね20年後の将来をイメージした高齢者住宅や老人ホーム、デイサービス介護施設、若者向け賃貸住宅の整備がイメージされております。

確かにこのイメージではすばらしい拠点施設が誕生するわけでございますが、この拠点施設をいかに活用するか、またその施設をつくる資金をどのように捻出するのかは今後の大きな課題でございます。本計画は住民参加のまちづくりということで、住民の皆さんから委員を公募し、つくり上げた計画でございます。今までですと施設整備は町がやるだろう、あるいは町にやらせればいいという感覚の中で行政主導による事業を実施してまいりましたが、他の地域の事例でもわかるように、まちおこしは往々にして行政が先頭に立つケースが多いわけですが、なぜか自治体主導ではうまく進んでいかないというのが実情じゃないかなというふうに認識をしております。地域の住民が自立し、主体的に活動を進めなくては、活性化は決して実現しないことが多くの事例でわかってきているところでございます。

このようなことから、今年度取り入れました住民みずからが考え実施することができる手法、すなわち住民主体のワークショップは非常に効果的と考えております。私も欠かさず拝見させていただいておりますが、山崎亮さん率いるスタジオLの運営指導によるコミュニティデザイン、人と人とのつながりを基本としたすばらしいワークショップが開催されております。今まで睦沢町の住民は、おとなしく人前で意見を言うことや自分の主張を声に出すことが苦手ではないかなというふうに思っておりましたが、その認識は全く覆されるような現象が起きております。ワークショップを通じまして、一人一人が自分の意見をはっきり主張し、その意見を皆さんが応援するということでさらにアイデアが拡大し、毎回毎回すばらしい発表がされておるところでございます。回を重ねるごとに上市場の活性化が具体化しているように思われる次第でございます。地域の課題やよいところの発見、それらを有効的に活用すること、また空き家や空き地などの弱点を逆に強みとして活用することなど、さまざま

な意見が出てきております。

今回、県道の拡幅計画のもと、単に道路が広がるだけではなく、その道路をいかに地域のために活用していこうかという議論が盛んに行われております。現段階では、住民の憩いの場、週1回の歩行者天国、歩道を利用した農産物等の品評会、この地域特有の朝市、マルシェの開催など、いろいろな意見が出ておりますが、今後これらのすばらしい意見がどのような形で実現されるのか、さらなる議論が必要な段階に入っていると思われまます。計画に掲げました大きな拠点施設をつくるのではなく、資源、あるものを有効に活用した中で、自分たちのできることを、したいことを行うという方向に皆さんの意識も変化しているものと感じております。

このようなことから、今年度限りのワークショップでは、これらのすばらしいアイデアが絵に描いた餅になりかねません。上市場の活性化の実現のためには、一人一人が自分の行うべき役割を持って、実際にそのアイデアを実践し実証されるまでには、まだまだ時間がかかるものと思われまますので、今後2年から3年は専門家を入れた継続的なワークショップを実施する必要があると認識をしております。

町は上市場地域の活性化が計画にとどまらず、住民みずからの手で実現できるまではできる範囲内での応援をしたいと考えまますので、今後ともご指導、ご協力をお願い申し上げます。

次に、懸案事項でありました県道茂原夷隅線上市場地区の道路事業についてご説明いたします。

本事業は、地域住民の意向を踏まえたまちづくり推進のため、平成21年12月に上市場地区の世帯を対象にアンケート調査を実施いたしました。その結果、通学時沿道の施設を利用する際に常に危険を感じ、早期に整備が必要と思ってる方が9割、そのうち半数の方が両側に歩道整備を望んでおりました。その結果を踏まえ、道路整備要望方針を定めるため、県道茂原夷隅線上市場地区道路改良促進協議会では、道路管理者であります千葉県に対して将来的には両側歩道整備を望むが、車両の通行も多く、小中学校の児童生徒や高齢者等の交通弱者が危険と不便を感じることから、一次整備といたしまして南側に幅2.5メートルの歩道の設置と、北側には幅1メートルの路肩の確保を要望し、平成22年度から事業着工をはじめ、現在の進捗としては整備に必要な用地の買収を鋭意進めておると聞いております。また、役員会におきまして、道路整備にあわせましてバスレーンについても検討してはどうかとの意見があり、平成26年3月に南側にバスレーン設置の要望をいたしたところがございます。本事業の中で設置をいたしましたところ、本事業の中で設置をされることとなりました。場所に

つきましては協議会の意見を尊重し、現在郵便局の駐車場として使用している場所に設けることで決定し、現在、県と調整中でございます。このバスレーンでございますけれども、バスがとまることなく進入路を出ていくところと合わせて数十メートルになるというふうに伺っておるところでございます。

また、議員ご質問の北側の計画につきましては、県に確認したところ、現在実施中の事業のおおむねの完了が見えてきた時点で検討していきたいとの回答がございました。また、逆に上市場地区の人たちからは、北側についてはどうなるんだと、郵便局あるいは神社があって難しいのではないかというような声の中、郵便局長からは、町長からの要望書をいただければ、郵便局も移転をぜひ検討したいというようなお話もいただいたところでございます。

そのような中で、町及び協議会で決定した北側の要望方針、将来の有効活用を踏まえた幅3.5メートルの歩道整備及び南側バスレーンの設置と同時期に、郵便局幅員へのバスレーン設置を要望していくこととなっております。これについては要望を既にさせていただいたところでございますけれども、まだ長生土木事務所につきましては積極的に対応していきたいというお話でございますが、本課からの正式な回答はまだ入っていないという状況でございます。町といたしましても、引き続き事業の早期完成に向けまして全面的な協力を行う所存でございます。

また、地区の協議会の役員におかれまして、当初なかったバスレーンの設置について両側についてやっていきたい、当然用地が増えてくるわけですので、そこら辺の説明を地権者各位に回っておるということで、とりあえず南側の住民等につきましては説明に歩きまして、非常によい感触を受けているということを伺っております。また、引き続き北側についても地権者に役員からそういう要請をしていくというふうに伺っております。いずれにいたしましても協議会、町が一体となってこの事業に進んでまいりたいと。また、これはもともと睦沢町に上市場地区という一番栄えた場所でございますが、これが変わることで、睦沢町もほかの地域も同じようなワークショップ等を開くことによって、変えることができるという町民の夢が持てるというふうに私は考えております。そのようなことから、ぜひこの上市場地区のワークショップから出た答えが、全面的に実施できるような形で進めてまいりたいと思いますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

次に、防災対策についてのご質問にお答えしたいと思います。

11月22日に長野県北部で発生した長野県神城断層地震では、長野市、小川村、小谷村で震度6弱、白馬村、信濃町で震度5強が観測され、40人以上が負傷し、全・半壊を含め家屋倒

壊等が約500棟と、多くの被害が発生いたしました。負傷された方、家屋等の被害を受けられた方に、この場をおかりいたしまして心よりお見舞いを申し上げるところでございます。

この地震の一つの特徴は、被害が大きい割に犠牲者はなく、これは議員がおっしゃるようにご近所同士の共助のたまものであり、白馬村では倒壊家屋の下敷きになった被災者を近所の皆さんで救い出したと聞いております。災害時においては、平時の公共サービスが機能するとは限りません。まずはご自分の身は自分で守っていただく自助、次に近隣の方がお互いに助け合う共助が非常に大切となっております。ご近所の助け合い対策についてでございますが、本町においては全ての区で自主防災組織が発足しており、11月には災害時要援護者の避難訓練などに参加をしていただいております。まだまだ始めたばかりですので、さまざまな問題が浮上してきておりますが、訓練を通じまして住民の皆さん、自主防災組織、町の防災体制がより成熟していくものと考えておりますので、今後ともご指導をよろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） 田中議員。

○2番（田中憲一君） ご答弁ありがとうございます。

上市場地区まちづくりについては、満足いくような答弁をいただいたなと思っておるところでございます。私もワークショップに参加をさせていただいてるわけですが、先ほど町長もおっしゃってました、人と人のつながりを大切に進められるコミュニティデザイン、それを基本ベースにした会議方式があれば有効な会議方式なんだということを改めて私も実感したわけでございますけども、いろいろな場面でワークショップという手法が使えるのかなと思っているので、まちづくりの会議だけじゃなくてほかでも利用できると思っております。先ほど本年限りでは絵に描いた餅だという言葉をいただいて、二、三年継続事業ということでお答えいただきましたので、地域の方も関係者各位もますます高まるように私も全力で取り組みたいと思っておりますので、さらなるご指導、ご鞭撻をいただきたいと思っております。

それと道路の拡幅の件ですけども、進むにつれて今までこれはできないだろうと思っていたことが実現化に向けている方向になっているので、ひとつこれもまたご協力をいただきたいところでございます。おおむね1次の工事が終われば、2次工事の北側のほうに対しても要望していけるということなので、そこら辺も早期に進めていかないと、先の上市場の将来像がそこで左右されるといふので、全面的に協力をいただきたいと思っております。これに

については答弁は結構でございます。

最後の防災についてでございますが、災害時の要援護者についてでございます。今まで何回か防災訓練、昨年、今年を含めてですけれども、ちょっと聞くところによると個人情報に邪魔をしていて、本来助けなければいけない方が誰なのかわからない状況が起きてるんじゃないかというのをちょっと小耳にしたことがあるんですけれども、確かに個人情報も大事なところでございますけれども、人の命を助けるという上でそこら辺が個人情報の枠が足かせになってしまってることもあるのかなと思うので、そこら辺の情報開示、もしくは陣頭指揮をとって災害に当たらなければいけない区の役員さんたち、そこら辺に情報がどういうふうに伝わっているのか、もしお聞かせ願えたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは2回目の質問、防災対策の関係についてお答えさせていただきます。と思います。

昨年の避難訓練は陸沢中学校体育館を避難場所といたしまして、近隣の方々のみを対象に、町で把握している災害時要援護者名簿に登録されております方へ町から訓練の案内をお送りし、訓練への参加協力をお願いいたしました。今年は訓練の範囲を町全域とし、昨年の実施状況を踏まえ、要支援者、要援護者の参加要請を各自主防災組織に委ねたところでございます。やり方を変えたわけですね。また、何らかの理由で、町で把握する災害時要援護者名簿に登録されてないお年寄りについても、自主防災組織を通じて訓練参加の声かけをお願いしたところでございます。また、これにつきましては区長会におきましても、議員がおっしゃられるように町が出した内容では実情に合っていないというような声もいただいた中で、相互理解を深めるといいますか、区長さんのつかんでいるものも逆に町のほうに教えていただく、あるいはまた区長さんと民生委員さん、各地区のそれぞれの民生委員さんの相互理解を深めていくというようなことを共通理解を求めながら進めているところでございます。

また、お尋ねの災害時要援護者名簿でございますけれども、昨年1月ごろに区長さん及び民生児童委員の方々に配付をさせていただきました。ただ、その後今年の防災訓練の際には名簿を更新し、各自主防災組織の役員にお配りをし、避難支援の訓練を実施いたしました。この名簿の活用につきましては、各自主防災組織の方々にお願いしてございます。地震発生時などの被害時にももちろん、何よりもまずは人命の救助が第一であると認識しております。今後は尊い人命を守るため避難訓練を重ね、よりスムーズに避難ができるよう、よい組織にみんなで作って上げていかなければならないというふうに考えております。

なお、これは上市場の18番組の取り組みでございますが、これが非常にすばらしい取り組みをしているな、できればこれを全町に広げていきたいな、あるいはもともと各地域ではそういう取り組みがあったんだなというふうに認識をしております。それは何かといいますと、18番組におきましては旧睦沢中学校の敷地のあった、そこら辺の新しい住宅団地でございますけれども、要はお隣の3人組をつくりまして、お互いにその3軒同士で安否確認を行うという、それを最終的に地区の役員が取りまとめるという手法でございます。これは事前に、このうちと、このうちと、このうちが一体になってやりましょうねというものを住民みずから自分たちで取り組みを行ったということでございます。昔は各地区で冠婚葬祭等で5軒とか6軒とかで組織があると思います。そういう中では、あそこのお宅にはおばあちゃんがいる、いつもどこどこに寝てるよねとかかなりわかってるのかなと。ただ、最近はそこら辺が少し希薄になってるという面があると思いますが、これからまたもう少しそこら辺は、当然個人のプライバシーという問題はあるんですが、その範囲内だけであればそんなに差しさわりのないのかなというふうに感じているところでございます。そういうPRをしながら、今後も災害時に備えてご近所での助け合いという、あるいは安否の確認をして、自分たちでできないものは当然公助ということでなるとお思いますので、そこら辺が進めていければというふうに考えておりますので、よろしくまたご指導をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（市原重光君） これで、2番、田中憲一議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで暫時休憩といたします。

（午前11時43分）

○議長（市原重光君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

（午後 1時00分）

◇ 荻野新衛君

○議長（市原重光君） 一般質問を続けます。次に、11番、荻野新衛議員の一般質問を行います。

荻野議員。

○11番（荻野新衛君） 通告順に従い、ああだこうだと一般質問をいたします。

まず、最初に行政改革についてですが、国の債務、少子化や高齢化、年金、また2025年間

題等々、国を取り巻く将来環境には黄色や赤信号赤い色のランプが点滅していると私は考えている中で、住民に直接携わる町としては、末永く安定した町行政を運営するためにも、常に行財政改革を全般にわたり取り組む必要があると考えますが、町長の考えを伺います。

次に、予防医療についてですが、健康にまさる幸福はなしと、幸福の第一は健康です。町として各種予防医療に取り組んでいる点は高く評価しますが、各検診の受診率がなかなか向上しないのが現実です。その要因にはいろいろとあると思います。私もちょっときつい立場でございます。そういう中、現在の医学・医療技術の向上には目をみはるものがあるわけですが、その1つとして少量の血液によるがんの発生リスクの検査があります。現在、男性で4種類、女性では5種類の検査ができるということなので、ぜひこの検査を町の事業として導入していくべきだと考えますが、町長の考えを伺います。

次に、教育長の発言についてですが、私は常に教育、福祉、農林工業の振興が町の基本と考えています。その中、先般の平成25年度決算審査特別委員会の答弁で、教育長は、教育委員会は町の附属機関ですとの答弁、発言があったわけですが、教育行政の実質上の責任者としての真意なり、正当性について、この場をかりて伺います。よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、荻野新衛議員の一般質問について、お答えさせていただきます。

現在、町では、第2次集中改革プランによりまして、平成22年度から26年度まで、全庁にわたり行政改革を進めております。

行政改革推進委員会は、基本方針及び実施方策を審議し、また各年度の実施状況を検証した上で、翌年度以降の計画に反映し、改革に取り組んできたところでございます。

第2次集中改革プランの内容につきましては、住民サービスのための日曜開庁の実施や、納税相談による納税の促進、住民の安全と犯罪抑止のための防犯灯のLED化や、巡回バスの廃止に伴う路線バス促進補助金及び福祉タクシー助成金の実施など、人口増加のための施策では、宅地分譲の販売促進と住民へのサービスや利便向上に努めながら、行政改革を進めてまいりました。

また、委員会等の簡素・合理化では、本日ご審議いただきます防災行政無線運営委員会の廃止及び公民館運営審議会や歴史民俗資料館運営審議会につきましても、他の審議会・委員会との統合について今後検討してまいります。

このようなことから、第2次集中改革プランにつきましては、行政改革推進委員会から一

定の成果が得られたとのご意見をいただきましたので、今年度で一旦終了させていただくといたしました。

今後も行政改革という基本方針を念頭に、継続すべき改革は継続し、役割の終わった委員会等は廃止し、また新しいことにもチャレンジしながら、住民が希望を持てるような行政を展開してまいりたいと考えております。

今後も、あらゆる面から見直しを検討し、改革の手を緩めることなく、進めてまいりますので、ご理解を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

次に、予防医療の推進についてでございますが、血液検査によるがん検診を導入すべきと思うがというご質問についてお答えをいたします。

本町で実施しております各種がん検診は、国から平成20年3月に示されましたがん検診実施のための指針に基づいて実施をしているところでございます。

ご質問の血液検査によるがん検診は、血液中のアミノ酸濃度を測定し解析することによって数値によるがんのリスクを評価するものであり、がんの有無を直接調べる検査ではないというふうに伺っております。

場合によっては、この数値を目安として、町のがん検診を受けることも考えられます。このようなことから、町といたしましては、当面、現在実施しております各種がん検診の受診率を高め、町民の健康保持・増進と、病気の早期発見、早期治療につながるよう努めますのでご理解を賜りたいと思っております。

ということで、当面は、まだどうもこのアミノ酸の数値によるものについては、これで必ずしもがんであるとか、がんでないとかということではなくて、その可能性についてという状況のようでございます。先ほど、議員がおっしゃられていましたように、これからもまた、どんどん医学が発展してくると思っております。また、その際については、当然検討していくべきと考えておりますが、当面は、国の示している方法で進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、これについては、各個々でこういうものを受けて、これでリスク判断をしながら、町の検診を受けるということは当然各個人であると思っておりますが、先ほど申し上げましたように、町としては、まだ当面、現状のままでいきたいというふうに考えております。

次の教育委員会については、教育長のほうからご答弁をさせていただきます。

○議長（市原重光君） 高梨教育長。

○教育長（高梨正一君） 荻野新衛議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

議員ご指摘のように、去る教育民生常任委員会所管の決算審査時の答弁等で、教育委員会は附属機関であるとの表現を使ってしまいました。教育委員会は、教育事務を所掌する行政機関でありまして、真意は地方自治法第180条の2に規定します町の事務の委員会等への委任及び補助執行を行うというような条項がございまして、それを申し上げたつもりでございました。訂正しておわび申し上げたいと思います。

今後とも、さまざまな教育課題につきましては、教育委員会でしっかりと意見の集約をいたしまして、その基本方針をもとに、町部局はじめ、議会のご理解とご支援・ご協力を賜りながら、また答弁等には慎重を期して教育行政の執行に当たる所存でございますので、今後ともご指導のほど、よろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（市原重光君） 荻野議員。

○11番（荻野新衛君） 再質問させていただきます。

まず、行政改革の件ですけれども、私はこれは常にやらなくちゃいけないということを最初に言ったんですけれども、第2次集中改革要綱、大綱実施ですか、平成22年から26年まで、行政改革推進委員会がやってるんですけどね、出したんですけど、その内容が大体22年度にできたものを、以下同文、以下同文で、ほとんど来てない。今、町長のほうから、いろいろあるから、どれがどうだこうだとは言わんけれども、例えば、この推進委員会が出したのが、委員会協議会の問題ですね。私も、一応は議員の端くれだから、少しは調べてみた。そうしたところ、絶対つくらなくちゃいけないもの、これは監査委員さんからも、9月のときに指摘されてますね。法で明記されたものは、これはペケするわけにはいかない。でも、そうじゃないものには統廃合しなさいと。僕はこの問題は、過去にも言ってるんですよ。言っても、ぬかに釘、のれんに腕押しみたいなものだから、言うの嫌になっちゃう。でも、監査委員さんがこういうことを言ってくれたし、行政改革でも言っていると。でも、それが遅々として進まないから、あえてこう言ったわけ。

親方日の丸的感覚じゃなくて、これから私はすごい厳しい、国はあっぱっぱになってくる、国債の格付も中国や韓国よりも下になってくる。ムーディーズもまた下げてくると、そういう中で末端行政は、国に頼り切りじゃなくて、みずからの自治の責任を私は持つべきだろうと、そういう観点からやったんです。一つも進まない。

今、町長から答弁の中で、議案に出てる防災行政無線の問題ね、僕も公民館の問題で、公民館運営審議会は、設置することができるのであれば、設置しなくてもいいだろうと、教育委員にやってもらいなさいということも言っている。やっとなんて進んできた。町長の基本は集中

と選択だと、では、どこへ集中と選択を持っていくかと、集中ね。本当はこういうところへまず持っていくべき。一つじゃなくたっていいんですよ。やっとな、まだ法令外のやつが28ぐらいあると。これをもっとシンプルにして、はっきり言って中身はね、僕は口が悪いから、後でやられるといかんから、慎重に言うけども、中身を審査すれば、本当にその必要性があるのかと。だから、ここらで私は、先ほどの答弁じゃなくて、もうこれを、私の任期中には一つの形を出しますぐらいのことを答弁があればなと思ったの。やれるんですよ、実際のところ。やらなければ、私は町の将来はないんじゃないかなという気がする。だから、あえてこの苦言を申したわけです。

任期中には、例えば委員会のほう、統廃合、私も議員の一部として、議会に対して審議会とか何とかの報酬、普通の委員さんが5,500円だね、委員長は6,600円かな。そこには議員さんは報酬をもらってるんだから、それはもらわないようにしましょうと提案したんだけど、なかなか賛同を得られなかった。我々は、毎月の報酬から期末勤勉までもらっている。年に2回も。だから、そこへ出るのは私は二重取りだよと。僕らがそれを廃止すれば、3,000円ぐらいに下げることができるんだ、一般のやつを。だから、そういうふうな発想も必要だろうと。

ですから、いつまで交付税ががばちよ、がばちよと来るわけじゃない、町税も減ってくる、いろんな面で私は厳しさがあるんだから、そういうところから、やれるところから私はやっていただきたいということです。

そこで、再質問は、私が2回目の質問をしたことによって、町長が決意がどう新たになるかということの答弁を聞きたいということで再質問です。

次に、予防医療の問題ですけども、アミノ酸の数値による発症率、ABC、それは絶対じゃない、でも町のがん検診、これにしたって、50%いってるのは一つだけです、少ない。もう一つ、僕はなぜこの問題を出したかという、睦沢は60代のがん死が多いんです。町から町外に出た人も、結構亡くなってます。僕の親友も随分亡くなってます。そういう中で、がんの、3人に1人はがんで死んでますからね、死因のトップになってますからね、そういう中で、私はこの小さい町がそういうところで先陣を切ってもらいたい。国がこうだからこうじゃない。町長として、町民の健康を守るためには、いいことはやりましょうよと、コストはかからないんだよ、これ。長生病院のやつ調べましたよ。約2万円弱ですよ。消費税が上がったことによって、若干上がったけども。これが来年度から、またもう少しすると、十何種類が出ると、精度も高くなるでしょうと。なぜこれを僕は提案したかという、検診率

が大変低い。人間ドックで亀田とか、あちこち行ってる。あれも2日かかりだ、1日かかりだ、日にちもかかる、自己負担も高い。なかなか合致する人しか人間ドックのあれは使えないんですよ。ところが、この血液検査によるアミノミックスのことでやれば簡単にできる。それともう一つ、貴重なお金がよそに行かなくても長生病院を使えば、組合病院の中にお金が落ちるんですよ。だから、こういうのは本当は広域の中で、もうどんだんやるといふ発想が必要じゃないかなと。長生郡市はすごいとか、睦沢はすごいとか、先陣を切ったと。これは何も名前を上げるためじゃないんですよ、住民の健康、予防医療なんですよ。

それで、今言った、私の考えとすればね、町長が本当に最初からもっといい答弁が出れば、これやらないようにしようと思った。本来は、毎年毎年、そういう検診じゃなくて、ちょっと逆になったな、要するに、町の検診だと、例えば大腸がん検診だね、便鮮血だ。これは便の中に血が入っていなければ、要するに潰瘍がパンクしない限りはわからんわけよ。その時点ではもう転移とか何とか、いろんな問題があると。胃がんの問題だって、レントゲンが基本ですからね、小さいあれで見つけるのは大変だと。ところが、これは血液で見て、ABCのリスクがあると、Aだと、Aだからがんにはならないということではない。じゃあ、Cだからがんだということでもない、でも自分の状況がわかるわけ。じゃあ、これを一、二年やって、3年目にはドックやりましょうかと、私はこういう形でやれば、受診率がぐっと上がるだろうし、町民の健康に関する関心が高まるということなんですよ。

僕は割合、新しいもの好きって言われています。新しいことを割合人さまよりも早くやっています。でも、町民の健康を守ることによって、これは私は大きな負担にはならないし、いいことなんですよ。こういうところに集中と選択を持ってくるのもいいんじゃないかなと。健康は、私は一番の宝ですから。そういうことで、本当は来年度からやりますというのが次出れば、よく精査して、コストがかからないですよ。ある町、鳥取だね、鳥取の町で、大したところじゃないけど、町でがん撲滅だと、補助出してこれをやっている町もあるんですね。だから、千幾つっていう自治体があるけども、そこ、どこに人を増やすのがいいのか、住民を健康から守るのがいいのか、そこら辺だと思うんです。そら町長は町長の考えがある、議員は議員の一つの町民の幸福、健康というものを考える。そこは私は議会は公的なここで、双方が議論のぶつけ合いが私は必要だろうと。

ですから、これについては、私はもう少し、コストがかからないんですよ。受診率が上がる、さっき言ったように、1年、2年やって、もし3年目にはドック行きましょうとか、こうやればいいと思うんですよ。一番の問題は、さっきも言ったけど、関心を持ってもらうと

ということ、命は大事ですよ、本当にね。そうすれば、医療費、大幅にいろんな面が下がると
思います。相乗効果が出る。そういうことを期待して質問したし、また再質問したわけです
ので、もう一度、私がここで言ったことに対して、少しは考えが変わりましたと、国の言う
とおりじゃなくて、町独自で少しずつ進めましょうという答えが出れば、私も、ない頭で夜
中までかかって、いろんなのを引っ張って、勉強したかいがあるというものです。

次に、教育長のあれです。教育長も、行政マンとして、また、教育課長として、7年やっ
ていて、教育長だと。いろいろあるんだよ、一般職から教育長になってどうだこうだって、
私の耳にもあっちからこっちから入ってくる。でも、私は、それはそれでいいと言うんだよ。
それだけのことをすればいいと。学校の先生だけが教育長やらなくたっていいというのが私
の持論だよ。最初に一般から入った人に言ったよ。一般職から教育長になった人にもね。そ
ういう中で、私はああいう答弁されちゃうと困るんですよ。今の反省の答弁だけど、あの
とき、僕もしつこく言ったんだから、あなたそれからいろいろ、自治法だ何だいろいろ見てた
けど、あのとき、普通に答弁すりゃあいいんだよ。いや、先ほどの私はちょっとミステイ
クですと。こうでございますと、今みたいな答弁すれば片つくんですよ。教育長なんですよ。
睦沢の教育行政、学校教育だけじゃないんだよ。そこの実質的な責任者なんだよ、最高責任
者だ。教育委員会といたって、はっきり言って、はっきり言うともた語弊があるから言わ
ないけども。教育委員長を頂点とする事務サイドから全部仕切ってるんだよ。だから、そこ
の責任は大きいということを自覚してもらいたいということなんだよ。

私は、あなたのことをよく知ってるし、昔からいろいろやってきたから、あなたの個人攻
撃じゃないんだよ。肩書に対して言ってるわけですからね。荻野議員、今度、この後、見て
みろと、睦沢の教育行政変わってきたぞというところを言っていただきたいんですよ。そ
のために、私はああだこうだと、こういう質問をしてるわけなんですから。まあ、そういう
ことでよろしく。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、荻野新衛議員の2回目の質問についてお答えをいたしたい
と思います。

まず、最初の行財政改革でございますが、これにつきましては、今、集中的にお話をいた
だきました。要は、各種審議会、委員会のことでございます。これについては、先ほども多
少でございますが、やっとなんか少しずつ廃止の方向にあるというお話をさせていただきました。
これにつきましては、議員おっしゃるように、集中して今後取り組んでまいりたいというふ

うに考えております。

また、町の職員の執行体制等についても、今、内部でいろいろ検討しておりますので、また新しい方策が正式に決まりましたら、また議会にも報告をしながら、ご協力をいただきながら、新しい方策を打ち出して、限られた人員の中で最大の成果が得られるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくご支援をお願いいたします。

それから、がん検診、まさしくがん検診につきましては、議員がご心配のとおり、やはり検診率が低いという問題が一番根本的な問題かなと、そういうような中で、議員も一生懸命いろいろ調べていただきまして、ご提言をいただきまして、誠にありがとうございます。

私も長生病院の副管理者という立場でございます。先ほどは、がん検診としての立場といえますか、それについての、まだもう少しかなというような答弁をさせていただきましたが、これにつきましても長生病院の院長とよく協議を進めながら、その有効性といえますか、効果がどのような形で、また検診率の向上にどういった形で貢献できるのか、再度よく検討させていただきます。これについて進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

以上です。

○議長（市原重光君） 高梨教育長。

○教育長（高梨正一君） 荻野議員の2回目のご質問に答弁させていただきます。

それこそ、先ほどはご指摘やら、エール送っていただきましてありがとうございました。教育委員会も、ご案内のとおり、この4月から地方教育行政法の改正もでございます。教育行政に関します大綱の策定につきましては、首長と教育委員会の総合教育会議が設置されるというようなことになっています。こういった協議の場におきまして、予算の編成やら執行、条例の提案など重要な権限を有します町長サイドと、首長と教育委員会が十分な意思の疎通をいたしまして、教育課題を共通することによりまして、より一層の地域住民の意向を踏まえた教育行政を展開してまいりたいなと思うところでございます。

引き続き、このようなことを念頭に置きまして、管理・執行してまいる所存でございますので、今後ともご指導のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 荻野議員。

○11番（荻野新衛君） 再々質問をちょっとお願いします。もうほんのちょっとですから。

それでね、今、町長が予防医療の中で、長生病院の院長と相談する、それはいいことです。

ただ、そのスクリーニングの効果の問題だけど、前立腺については血液でやってるんだよ、もうずっと。だからそういうことを踏まえれば、今それは、こっちのあれがあるけども、普通に考えれば、前立腺の検査で血液を痛い思いしてとったんだから、あのとった血液で全部やってもらえば、いや、これはこっちのやつだ、ああだって必ず出てくるけども、一つとってみんなやれば、こんないいことないですよ。それとって、長生病院に持っていけば、四つ、五つ、すぐできちゃう。前立腺でやってるってこと。あんまり言いたくないけどさ、前立腺でやってるんだから、ほかのやつやってもいいということなんですよ。

それと、教育長の答弁なんだけど、今、4月と言ったけど、これ今の聞いたところによると、今年の4月みたいな答弁だけど、来年の4月ってことでしょう。だけど、たしか今の答弁では、今年の4月みたいなことであったと。

だから、それでなぜ私がこれを言うかということ、昨年の9月に学校給食の問題で、施設の問題で町長が答弁しちゃってるんだ、親子方式のことをね。その後、学校問題が、しょうがらねえ、出すべえで出したかもしれない。だから、教育行政についてのポジションをしっかりとってもらいたいということなの。予算的なものは、そら町が調整権持ってる。でも、睦沢の教育委員会がこれが欲しい、あれが欲しいというのは、がばちょと予算つけてくれるじゃない。だから、そういうことなんです。まだ言いたいことはいっぱいあるけども、その辺で、今の4月というのがどうなのか。

それともう一つは、一番大事なこと、地域住民の意向、これは民主主義では大事です。でも、地域住民、民主主義の多数決が絶対かということ、そうではない。住民の意向だけ聞いてたら、前へ進まないということもある。そこは責任者として体を張って、児童・生徒のためになるんであれば進める、これがあなたの仕事なんです。あなたがこうだと言えば、教育委員会は、はい、はい、はいって、みんな賛成になるんだから。だから、そういうことを言ってるんだよ。自分の武器をどう使うか、自分のポジションをどうするかということなんだよ。僕は執行権ないんだよ。幾ら言ったって、僕は言いつ放しだよ、執行権ないんだから。そっちに座ってないんだから。こっちはこっちの立場でいる、そっちはそっちの立場でやる、これが私は議会だと思ってます。そういうことで、よろしく。

○議長（市原重光君） 高梨教育長。

○教育長（高梨正一君） 再々質問にお答えさせていただきます。

それこそ、ご指導いただきましてありがとうございます。先ほど言いましたとおり、住民のニーズを十分把握した中で、執行に対して判断材料とさせていただきますので、議員ご

指摘のものについては、心にとめまして、その運営に資する所存でございますのでご理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 荻野議員。

○11番（荻野新衛君） 私の言いわけなんですけどね、常に真剣に考えてると、非常に厳しい言葉が出ちゃう。だから、その辺のところはご容赦を願いたいということでございますので、いろいろありがとうございました。

来年また、3月議会、楽しみにしていますので、よろしく。

○議長（市原重光君） ということでそうでございます。

これで荻野新衛議員の一般質問を終わります。

◇ 田 邊 明 佳 君

○議長（市原重光君） 次に、1番、田邊明佳議員の一般質問を行います。

田邊明佳議員。

○1番（田邊明佳君） 私は、ご容赦願わなくて結構でございます。

それでは、通告順に従い質問させていただきます。

町発注工事完成遅延について。

当初予定の工期から大幅に遅れ、約1か月後の完成となった榎戸橋での工事ですが、どういった事情があれ、契約をした以上、工期を守ることは常識として当然であり、1か月もの遅れは到底理解しがたいものです。

また、完成が遅れることによる住民の皆様方への生活のご不便をかけたことへの説明も何もございませんでした。どういった経緯で大幅な遅れが生じたのかお伺いしたいと思います。

二つ目、消費税据え置きが地方財政と住民の福祉事業に与える影響について。

現実問題として、国の問題かもしれませんが、消費税据え置きにより、日本の国債の格付が新たに2社で引き下げとなりました。日本政府が2015年度に基礎的財政収支の赤字の半減、2020年度に基礎的財政収支の均衡を目標としていたところが、消費税据え置きにより、不透明になったことにより、日本という国の信用が世界で失墜したことになります。

消費税がいいか悪いかは別として、2020年度に基礎的財政収支の均衡を目標としていたところが消費税据え置きにより国際公約が達成できなくなるので、国債の格付が下がって、国の信用が世界的に悪くなったという背景があると思います。

このことを前置きとして伺っていききたいと思います。

来年度に向けて、予算編成が始まっていると思いますが、総選挙が始まり、国の予算編成も遅れることが考えられ、また消費税据え置きにより福祉予算充実の見通しも立たなくなつたと思いますが、町はどう対応していくのでしょうか。

消費税据え置きによる影響は既に出ており、年収360万円未満の世帯の5歳児保育料無償や無年金対策の年金受給資格短縮も見送られ、所得が低い年金生活者に支給する年金生活者支援給付金も消費税10%見送りとともに先送りの方向となっております。

消費税は10%へ引き上げで、地方消費税が現行の1.7%から2.2%へアップされ、地方交付税の配分も1.4%が1.52%に増える予定で、その増加分が社会保障関連に充てられることが法律で定められておりましたが、先延ばしになり、しかし、年7,000億ずつふえていると言われている地方の社会保障費は、高齢化の進行や不安定な社会情勢、その他要因により膨張していく一方と思います。

また、介護の要支援向けサービスの一部は、自治体に移っていきますが、11月27日、新聞報道によると、全国の保険者に実施したアンケートで、国が求める多様なサービスが確保できるかとの問いに、回答者の8割がサービス確保の見通しが立たないとの回答だったと報じております。

以前、町では福祉の後退はないと答弁しておりましたが、当町でのサービス確保の見通しはどれほど立っているのでしょうか。町はよく、補助金をうまく活用して事業をやっていますとしていますが、先々大きな事業も控え、また町長は大胆な事業を好む傾向にありますが、もともと依存財源の多い当町では、さらに厳しい財政運営となっていくと思われれます。そういった中で、福祉事業をどう維持、拡充し、また新たな事業を進めていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 田邊明佳議員の一般質問についてお答えをさせていただきます。

工事期間中につきましては、地域の皆様方のご理解とご協力に対しまして、心より御礼を申し上げます。

公共工事の工期の設定に当たりましては、公共工事工期設定の考え方と事例集の工期算定方式を用いるとともに、現場の施工条件等を踏まえ、適切な工期設定に努めておるところでございます。

受注者においても、工程管理を適切に管理し、工期に変更が生じないように努めておりますが、気象条件、支障工作物移転の遅延等、受注者の責めによらない理由により、工期の延長

の必要が生じたときには、町及び受注者において協議し、やむを得ず変更する必要が生じた場合には、変更契約を行い、完了工期の延長を行っておるところでございます。

また、今回の榎戸橋の1か月遅れの内容はということでございますが、担当主幹より後ほどお答えさせていただきたいと思いますが、今後も適正な工期の設定に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、消費税の据え置きが地方財政と住民の福祉事業に与える影響についてお答えいたします。

先に、国は平成27年10月からと法定する消費税率10%への引き上げについて、平成29年4月まで18か月延期する旨の判断を行いました。これによりまして、国は10%を前提に計画した社会保障充実策の見直しを現在行っております。

また、地方交付税についても一定の影響が出ることが懸念されるところでありますが、今後の国の予算編成過程におきまして、歳入歳出を適切に見積もり、地方の財政運営には支障の出ないように対応する旨の報道もされております。消費税率の引き上げの趣旨は、主として社会保障経費の財源確保にあるとされており、本町におきましては、消費税率が5%から8%に上がった本年度予算編成につきましては、地方消費税の増額分を一般財源の増加する各種社会保障施策に充てております。

厳しい財政状況の中、町単独費で新たな社会保障の充実を図ってまいることは非常に困難であります。これまでの社会保障施策を後退させることがないよう努めるとともに、今後の国の方針を注視してまいりたいと考えております。

また、先ほどの答弁にもいたしましたけども、マンパワーを使いながら、既存の力を十分に発揮させて、町民に不具合が出ないように精いっぱい努めさせていただきたいと思っております。

また、今回の10%への消費税の引き上げについては、景気対策ということが重点を置きまして、これが落ちてしまったんでは、せっかく消費税を上げて、結果的にマイナスだというような国の判断があったというふうに私は考えております。そのようなことから、ある面においてはいたし方がないのかなという考えもございますので、先ほども申し上げましたように、町の持っているマンパワーをフルに生かしまして、この難局を乗り越えていきたいというふうに考えますので、よろしくご支援をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（市原重光君） 田邊担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（田邊浩一君） では、命によりお答えさせていた

だきます。

榎戸橋の災害復旧工事でございますが、昨年10月15日の台風の影響で、道路のほうが被災いたしまして、通行止めにいたしまして地域の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。

その後、これにつきまして、災害復旧と国の補助事業を受けるために災害査定を受け、3月補正で繰越明許費の設定をさせていただきまして、4月に工事を発注させていただきました。

これにつきましては、災害というのは特殊な工事であり、また道路、河川、橋梁等がそこには存在しておりましたので、その点を工期のほうにもある程度考慮いたしましたが、使っている矢板が4型ワイド矢板ということで、1枚の長さが14.5メートルありまして、特殊であり、受注生産ということでありました。また、矢板をコの字に打つということで、コーナー処理が発生したということで、メーカーとのやりとりの中で、当初見込んだ納期よりも1か月納期が遅れてしまうということでありましたので、業者等と協議いたしまして、1か月工期が遅れるということに変更契約をいたしまして、工期のほうを8月29日から9月30日という形で工期変更の契約をいたしました。

また、これにつきましては、工事の着手前には、地域の皆様方に回覧等をいたしたんですけども、工期変更につきましては、区長さんのほうにはご連絡したんですけども、皆様のほうについて回覧等はちょっとしていなかったということで、大変配慮に欠けた点がありましたことは申しわけなく思います。この場をかりておわび申し上げます。

ということで、工期変更等をして、一応9月30日に完成をしたということでございますので、どうぞよろしくご理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 田邊議員。

○1番（田邊明佳君） とてもご理解できませんけども。受注する仕事が滞りなく完遂するとの見通しを持って発注を受けたはずですので、1か月も遅れてもいいという言いわけは通用しないと私は思います。

請け負った仕事が契約どおりにできないならば、普通であるならば、そんな1か月も工期を遅らせてあげるなんて、なあなあなことをしていないで、違約金を取るか、入札から外す等、何らかのペナルティーが私は必要だと思いますが、どうお考えでしょうか。

また、こういった能力がない会社に発注した町の責任や、町の業者への監督、指導がなっていないかと思いますが、それについてどうお考えでしょうか。

あと、消費税の件ですが、時期的に、予算の骨格は大体できている時期だとは思いますが、

けども、とりあえず何ら影響もないというふうに考えてもいいんでしょうか。すみません、ちょっと聞き漏らしていたところがいっぱいあったらしくて。

また、具体的な影響があれば教えていただきたいのですが。

では、答弁よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 田邊担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（田邊浩一君） 命によってお答えさせていただきます。

今回につきましては、先の町長の第1回の答弁にありましたように、受注者のほうではなく、製造メーカーのほうの受注生産ということと、コーナー処理、加工の手間がかかったということでありましたので、受注者の責にはないという形で、協議の結果、1か月の納期に合わせた工期の変更をさせていただいたということですので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 今、工期の遅れについて、担当主幹から申し上げましたけども、ある意味、発注者側の十分なる設計といいますか、そこら辺に配慮がなかったのかなということで反省をしたいと思います。今後、このようなことがないように十分注意をしていきたいと思っておりますので、よろしくご指導をお願いいたします。

なお、消費税の関係でございますが、影響がないのかということでございますが、影響は当然あります。ただし、どういう影響かと申しますと、先ほど議員もおっしゃっておったと思いますけども、ふえる分をこれからは、要は財源を各地方自治体に消費税分を回して下げると、あるいは下げるんじゃなくて、ふえた分をそれで補填するということを当然考えておったと思いますが、それが1年半遅れるという形になります。したがって、予算的には従来の形をそのまま続けるというような形になるのではないかなというふうに思います。

しかしながら、介護関係では80万ぐらい影響が出るのではないかなというような事務方の報告は受けております。

そのようなことで、影響はあるということでございますが、結果的に平成26年度の制度がそのまま引き続きになるということをご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 田邊議員。

○1番（田邊明佳君） いつも、今後注意しますとか、改善しますとか、検討しますとか言い

ますが、はっきりした目に見える形で示していただきたい。

最後に、この問題の業者は金輪際、私の目の届く範囲で使わないよう、よろしく願いいたします。

あと、年々、社会保障関連はふえていくと思うんですが、従来どおりということになりますと、ある意味、福祉の後退になるのかなとも思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 一応、現状では後退がないような形で努めてまいりたいというふうに考えております。それについては、金額的なものについては、若干影響が出るのかなという懸念がございますが、その分をマンパワーで何とかカバーできていければというふうに考えます。

努力をしてみたいと思いますので、努力で大変恐縮ですが、一生懸命努力をしてみたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） 通告をされました一般質問は全て終わりました。

以上で一般質問を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第7、承認第1号 平成26年度睦沢町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてを、議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 承認第1号 平成26年度睦沢町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

補正額は664万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ34億545万7,000円といたしました。

まず、歳出について申し上げます。

去る11月21日に衆議院の解散が閣議決定され、12月14日に第47回衆議院議員総選挙が執行

されることになりました。これにより、選挙に要する費用として、2款4項選挙費に664万円計上いたしました。歳入については、15款3項県委託金として衆議院議員選挙委託金528万2,000円と19款1項繰越金135万8,000円の、合わせて664万円を計上いたしました。

以上の内容で補正予算第4号を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、ご承認を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 前回の選挙から、この費用の単価的に変更されたところがあるでしょうか。あった場合は、その根拠を教えてください。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 命によりお答え申し上げます。

単価的に変更になったところというご質問でございますけども、報酬、報償等につきましては変更ございません。ただ、看板の設置料金とか、そういったものにつきましては、業者の見積もりをとってやっておりますので、その辺、若干変更があったかと思えます。

それともう1点、18節の備品購入費で237万6,000円ということで、機械器具費を計上させていただきました。これにつきましては、国民審査等の投票用紙の読み取り機の購入でございます。現在、このような選挙関係の備品を購入するに当たっては、国政選挙の補助金をいただきますと、なかなか単独では購入できないことから、今回、この機会に購入させていただきました。

なお、今後の選挙、いろいろあるわけでございますけども、それらにも対応できるようにするためには、また新たな附属のオプションをつけていくなり何なりしなければならないんですけども、一応、国政選挙の割合分は補助金を出していただけるということになっておりますので、今回、計上させていただいたものでございます。

○議長（市原重光君） 荻野議員。

○11番（荻野新衛君） 細かいことで申しわけないんですけど、選挙の啓発費、報償金、ポスターね、これ21日に専決処分して、これして、公示が12月2日だし、14日が投票日だよ。

これ、どういうあれなの、間に合うの。ポスター、どんなポスターなの、啓発ポスターというの。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） この2目の選挙啓発費につきましては、直接今回の衆議院議員選挙にかかわるものではございません。選挙啓発ということで、具体的に申し上げますと、中学校の生徒さんたちに啓発用のポスターを、絵を描いていただいているんですが、もう既に終わったものといいますか、記念品として出すものが、お金が足りなくなっちゃいましたので、今回合わせて計上させていただいたものです。説明不足で申しわけございませんでした。

○議長（市原重光君） 荻野議員。

○11番（荻野新衛君） ありがとうございます。ということは、それは来年の4月の統一選から、また来年の町議会議員選挙、そういうものにも該当するような内容でお願いしてあるということでしょうね。要するに、選挙という形でね。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） そのとおりでございます。

○議長（市原重光君） ほかにございませんか。

幸治孝明議員。

○6番（幸治孝明君） お答えいただいてしまったかなとは思いつながらの質問で申しわけありませんが、国政選挙でありますので、国の費用でできるかなと思っていましたら、一般財源のところから出たんで、それを聞こうと思ったんですが、今までそれにかかわらないところをついでに出したので、その費用を出さなきゃならなかったのかということ、確認になっちゃいますが、よろしくお願いします。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 具体的に申し上げますと、一般財源を充当いたしましたのは、備品購入費の機械器具の購入でございます。国政選挙、地方選挙の割合で補助金は参りますので、なるべく多くもらえるように、私どもも県選管等をお願いしておりますけども、現段階では、九つ選挙がある中の四つの選挙だったかな、ちょっと細かい数字までははっきり覚えていなくて申しわけないんですが、国政選挙の割合で補助金を計算させていただいてございます。

以上です。

○議長（市原重光君） よろしいですか。

ほかに。

(「なし」の声あり)

○議長(市原重光君) ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号 平成26年度睦沢町一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(市原重光君) 挙手全員です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(市原重光君) 日程第8、議案第1号 睦沢町防災行政無線(農村情報連絡施設)の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長(市原重光君) ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 議案第1号 睦沢町防災行政無線(農村情報連絡施設)の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

防災行政無線運営委員会は、防災行政無線の導入とともに発足し、放送内容や運営について審議する機関として設置されました。

本町防災行政無線は、有線放送から移行し、今まで放送内容の是非や防災行政無線そのものへのご意見等、さまざまな問題を協議いただく場として、運営委員会が大変重要な役割を果たしていただきましことに深く感謝申し上げます。

防災行政無線は、導入後25年以上経過し、有線放送に比べますと、放送内容も限られるため、近隣で委員会を設置している市町村も少なく、また行政改革に伴う委員会の統廃合を進める観点から、本委員会の廃止について、9月12日開催の防災行政無線運営委員会へお諮りし、廃止のご了承をいただきました。

このような経過から、平成27年3月31日をもちまして、防災行政無線運営委員会を廃止とさせていただきます、あわせて本条例の附則で、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の委員報酬の規定から本委員会を削除しようとするものです。

なお、本委員会廃止後についてでございますが、防災行政無線の運営など、住民の皆さんにお諮りするような場合には区長会に、またシステム等の改廃などにつきましては、睦沢町防災会議でご審議いただきたいと思いますと考えております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 防災会議に統廃合するのは、この防災行政無線以外に、あと幾つあるんですか。それはどのような形になる予定ですか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） とりあえず今回は、この防災行政無線の委員会のみを廃止することでございます。

また、先ほど一般質問の中で答えたのは、今後検討しながら、設置義務がないものについては、鋭意また検討を進めてまいりたいということでございます。

それからまた、もう一つには、公民館運営審議会等の問題も検討中ですという答弁ございました。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） というのは、今ちょっと町長も話されましたけれども、これまでの防災行政無線の委員会の権限というんですか、内容について、今、ちょっとはっきりしないんですが、区長に諮ってというのは、片や、この防災会議に諮るということなので、その内

容が二つに分かれるという意味なんですか。今までの防災行政無線のやっていた仕事の内容はどのような形でこの防災会議に任されるんですか。それは、運営規則みたいな形が出るんですか。その辺はどのようにして分担するんですか。そこが今ちょっと曖昧なの。お聞きしてというのは、別問題として言ってるのか、権限をそういうふうに分担するという意味なのかもわからないので。そこは説明してください。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 基本的にこの防災行政無線については、運営委員会を設置する義務はないわけです。そういうことの中から、もともと有線放送時代には、個人の、要は商店のサービスの日だとか、そういうものまで放送できました。そういう関係で、今度はいろいろ法的に制約があるといった流れの中で、じゃあ、防災無線についても有線放送と同じように、当面は運営委員会を設けてやっていこうということでやってきました。

しかしながら、防災行政無線のほうについても、大分もう行政もなれてきて、住民もなれてきたでしょうというようなことから、今回廃止をしよう。

しかしながら、先ほど私が申しあげました区長会にといたったようなことについては、今、放送で流してありますように、町民から朝のお知らせの時間が早過ぎるとか、そういう問題について変更するといった場合には、当然、区長会にもその旨のお知らせをしたいということでございます。区長会にお知らせをしなくちゃ改正ができないと、そういう問題ではないんですが、住民PRというようなことから、区長会にもお知らせをして、より住民にご理解をしていただくという趣旨でございます。

本来の防災行政無線、要は災害関係については、当然、防災会議にお諮りして、その中で方向性を出しながら進めてまいりたいということでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） ですからね、その防災行政無線の活用についての法律的な制限とか、こうしなきゃいけないというものがあるんじゃないかなと思ったわけ。そういうことは、具体的に今度は防災会議の中にきちっと入れなきゃいけないのかなというふうに思ったんですが、そこがよくわからなかったんです。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 命によりまして、お答え申し上げます。

防災会議条例の中には、防災に関する重要事項を審議することという規定がございますの

で、その規定で本防災行政無線関係も審議していただけるという考えから、今回、特に防災会議条例のほうの変更はいたしません、片方を廃止して、そちらに協議をさせていただくという答弁をさせていただいたものです。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） だから、防災行政無線の活用については、別に縛りはないということなのね。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） そのとおりでございます。

○議長（市原重光君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 睦沢町防災行政無線（農村情報連絡施設）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号、議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第9、議案第2号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第10、議案第3号 睦沢町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第2号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成26年度人事院勧告及び平成26年度千葉県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、賞与について同様の改正を行うものです。

内容といたしましては、本年12月の賞与における期末手当の率を0.15月引き上げるものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第3号 睦沢町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、今の第2号の特別職と全く同様の理由により、12月の賞与における期末手当の率を0.15月引き上げるものでございます。

同様にご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 人事院勧告のこの内容の根拠はどのような理由を示されていますか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） すみません、大変長くお待たせしました。

この期末手当、勤勉手当でございますが、これは国の人事院勧告の内容でございますけど、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月額を0.15月引き上げ4.10月に改定、現行が3.95月になっておるということでございまして、引き上げ分は民間の支給状況を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため勤勉手当に配分するというので、これは一般職でございます。

特別職につきましては、勤勉手当がありませんので、全部期末手当ですので、その率を適用させていただいたということでございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） この条例を提出する基本的な問題なので、すぐこれは答えられるのかなと思ったんですけど、それはさておいて。

それで、つまり全国的にも全県的にも民間との比較の問題がありました。ただ、私、睦沢町の場合には、例えば主要な産業である米価の大暴落、それから近隣大企業のリストラを含めたこうした民間で働いている人の生活水準の低下ということから見ると、単純にこうした人事院勧告の民間との比較は、私は睦沢町の場合には当たらないと思うわけであります。

その中で、一般的にこういうことを全国レベルで適用するのが睦沢町の独自のあり方をすすめる町としていいのかどうなのかというふうに思うんですが、これはやっぱり合わせなきゃいけないという問題なんではないでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 睦沢町の場合におきましては、議員もご承知のとおり、千葉県のように人事委員会を持っておりません。ということで、国の人事院勧告あるいは県の人事院勧告に準じて今までやっておりますので、従来どおりそういう手法をとらせていただきました。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 私は人事院のそういうのを持ってる持っていないという問題で言うてんじゃないんです。そういうものをないから、ずっと当てはめてやるということはどうなのかなと、住民感情的にどうなのかなと思ったので、お聞きをしたわけです。持ってる持っていないということではございません。一般的な認識の問題として、これは当然とお考えなのかということをお聞きしています。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 当然の問題とか、そういう問題というふうに捉えておりません。こういう小さい自治体でそういう調査をするという要は手間というか、そういうものを省いて、国なり県に準じて行うということでさせてもらっております。そのようなことで、個別事情は当然、米価が非常に下がっているとかいろいろございますが、じゃあ、それをどこの数字に持っていくかという調査が十分にできないというふうなことから、大変恐縮でございますが、国、県の基準をもってさせていただいているというのが実情でございます。

○議長（市原重光君） ほかに。

荻野議員。

○11番（荻野新衛君） 今町長の答弁よくわかるんですけども、よくラスパイレスが町はケツから下の千葉県内ですよ、どうのこうのと言っ、人事院がないからこうだこうだと今、

町長したけども、私は自治体は地域の実体経済、調査の方法がどうだこうだと言ったけど、それはやりようによって幾らでも私はできると思うんで、抽出でね。それをただ人事院がないから国に合わせます、県に合わせますが果たして本当にいいのかどうなのか。

これから自治体の競争の中で、私は独自性というのは必要だろうと。少しぐらい上げたからといたって、私は職員のあれには体制に影響ないだろうと。下げたって役場へ入れてくれ、入りたい入りたいというのはがさがさ来ると思うよ。それは公務員としての仕事ができるんだと、住民福祉向上のためにできるんだと、だけでも生活給与、生活ができなくちゃいけない。その分は保障すればいいわけだ。

私は今の公務員給与と一般の実体経済の乖離は大きいと思う。大きいと思うけども反対はしないけどね、そこのところをこれから考えていくべきだと思うが、どうなんでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 議員もいろいろお考えあるでしょうが、私といたしましては、町を預かる者といたしますと、やはりそれなりに優秀な人材を集めたいというのがございます。それだけでございます。以上です。

○議長（市原重光君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

はじめに、議案第2号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 睦沢町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第11、議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成26年度人事院勧告及び平成26年度千葉県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に基づき、給与条例の改正を行うものです。

内容といたしましては、給料月額及び通勤手当の引き上げ、勤勉手当の率の引き上げです。

人事院勧告によれば、給料月額について民間給与が国家公務員の給与を平均1,090円、0.27%上回っているため、若年層に重点を置きながら引き上げ改定を行うこととしています。このことから、本町でも国及び県に準じ引き上げを行うものでございます。なお、本町の給料月額における上昇率は0.43%、影響額は約180万円です。通勤手当についても同様に民間の支給状況が上回っており、国及び県に準じ引き上げを行うもので、この改正による影響額は38万円です。

勤勉手当については、民間が0.17月分上回っていることから、0.15月引き上げることとしており、本町においても同様に改正するものです。本年においては12月賞与の勤勉手当を改正するものとし、影響額は480万円です。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 私は、一般職員の方は勤労者として全国的な最低賃金の引き上げ問題や中小業者で働く方の支援と引き上げということで、全体的に引き上げる必要があるというふうに考えておりました、これについては異議はないのですが、若年層の部分の引き上げという点をもっと重視をしたほうがいいのかというふうな気もするのですが、この辺は妥当だというふうにお考えでしょうか。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） この辺につきましては、今給料表自体は国及び県のものをそのまま使っているという状況でございます。議員おっしゃるとおり若年層が大分低いんじゃないかなという懸念はございます。ということで、このところ毎年引き上げに当たっては、あるいは引き下げについては上層部、引き上げの場合には若年層という形で来ております。そのようなことで、まだ若干不十分ではないかなという懸念もございますが、先ほど言いましたように、国あるいは県の給料表をそのまま使っておりますので、それに合わせたいと。でないと根拠がなくなってしまうものですから、何といいますかね、はっきりした明確な基準がないものにいいかげんにやってしまうということのおそれがあるということで、これをこのまま使わせてもらっております。以上です。

○議長（市原重光君） ほかに。

今関澄男議員。

○5番（今関澄男君） 今、町長のほうから給料表といいますか、これは県と全く同額とこういう計算になるかと思えますけれども、ちょっと確認でありますけれども、職務の級の関係ですね。県の場合は8・9・10級まであるわけですけれども、本町では7級と、こういう形であります。これは前に聞いたような気がするんですけども、ちょっと確認のためにご質問申し上げました。よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 国においては、もっと多いわけですね。上級公務員という方がいます、ラスパイレスでもそういうところは外されております。ということで、千葉県の給料表をそのまま使っておりますが、部長級だとかそういう上を除いて、ほぼ課長級から下を使わせていただくというような形で、同じ給料表という言い方ですが、上部のほうは使っていないという形にさせてもらっております。以上です。

○議長（市原重光君） 今関澄男議員。

○5番（今関澄男君） 県は確かに部長級がありますが、町は課長。その辺は、ある面では再考する点ではないかというふうに思いますし、ラスパイレスの関係もこの辺には影響があるということでもありますので、これは近隣市町村との関係も十分あるわけですが、この辺につきましては前向きにひとつ検討されたほうがいいんじゃないかと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 現在ラスパイレス指数については一時期、一、二年前までは県下最下位あるいは2番目ということでしたが、最近95%を上回ってきておりまして、100に限りなくではないんですが、徐々に近づいてきている状況でございます。そのようなことで、少しずつ改善をさせてもらっているということでございますので、よろしくご理解いただきたいと思ひます。以上です。

○議長（市原重光君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第12、議案第5号 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第5号 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由のご説明をいたします。

軽自動車税の税率改正は、本年6月定例会で専決処分させていただき、ご承認をいただいておりますが、その中の小型特殊自動車のその他のもの、具体的にはフォークリフトやホイールローダーなどの税率ですが、他の軽自動車税の改正と端数処理の仕方が異なっておりましたので、5,800円を5,900円に再度改めさせていただくものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行されますが、公布されても案の段階であり、実際の施行期日が平成27年、来年の4月1日となります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでございました。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） この際ですから、高いほうに合わせるんじゃないかと従来の5,800円に合わせるという、ちょっとした、ほんのちょっとかもしれないけれど、そういうことでもよかったのではないかなというふうな気もするんですが、金額的にはそうでもないのかもしれないんですが、という気もしましたので。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） これは改正を専決処分をするときに郡内の状況を合わせてということでしたつもりでございました。しかしながら、睦沢町のみが100円ほど安いという状況でございましたので、郡内の状況を合わせてもらったほうがということで、5,800円というお願いもしたようでございますが、もう睦沢だけ違うんだから睦沢合わせろというようなこともありまして、大変恐縮ですが、100円を上げさせていただくということです。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（市原重光君） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（市原重光君） それでは、ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここで、2時35分まで休憩といたします。

（午後 2時23分）

○議長（市原重光君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

（午後 2時35分）

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第13、議案第6号 睦沢町農業活性化推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第6号 睦沢町農業活性化推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、8月27日開催の全員協議会において説明させていただきましたが、国が推進する農地中間管理事業と合わせ、睦沢町農業活性化推進事業を整備したことに伴う条例の一部

改正であります。

内容といたしましては、ますます厳しさを増す本町の農業について、将来的にも耐え得る確固たる基盤を築くためには、個の農業から組織化へと転換を図る必要があります、それには睦沢町農業活性化推進事業を有効に活用していただくため、従来、第2条第3号では10ヘクタール以上の農地を経営する者となっておりますが、10ヘクタール以上の農地を複数で経営する農家及び認定農業者に、同じく同条第4号では認定農業者となっておりますが、農地中間管理事業機構集積協力金の経営転換協力金及び地域集積協力金の対象者と改めるものです。

本基金は、これからの本町の農業推進のかなめとなるものと考えておりますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ありませんか。

荻野議員。

○11番（荻野新衛君） ただいま町長のほうから説明があつて、8月の全協、それから9月のところでまた修正のやつの説明を受けたので、私はそのときは非常にいいなと思つて、非常に一般質問の中でもたしか褒めたつもりですけども、私がおのちよくよくこれを精査してみると、本当にこれでこの基金が有効に活用されて、町の将来、農業のかなめというのか、やっていくためになるのかなというのが疑問なんですけども、本当にこれでよくなるんですね。町の将来は、農業は大丈夫ですね。その辺のところをちょっと聞きたいと思つています。

○議長（市原重光君） 平山地域振興課長。

○地域振興課長（平山義晴君） 荻野議員の質問にお答えしたいと思いますけれども、私どもはこの基金を有効に活用していただいて、睦沢町の今後の農業に十分に役立てていただきたい。役立てていただいた暁には必ず活性化できるという思いで、この基金の設置をさせていただきます。以上でございます。

○議長（市原重光君） 荻野議員。

○11番（荻野新衛君） ただいま力強い、いい答弁してもらったのでね、力強い答弁いただきまして、私も一農業者として町の将来を憂える一人として、ほっとしたわけでございます。楽しみにしています。

それでもう1点聞きたいんですけどね、質疑したいんですけど、この4番の農地中間管理、要するに略して中間管理機構、この辺のところは、これはどうなのかと、どういうことなのかと、もう一度内容についてご説明を願いたいわけです。

○議長（市原重光君） 平山地域振興課長。

○地域振興課長（平山義晴君） この農地中間管理機構に関することにつきましては、町の農業活性化推進事業の中の農地集積促進補助金交付事業、これが当たると思います。この中で、この対象者ということで、今回、国も推進しております農地中間管理事業の集積協力金、それから地域の集積協力金の対象となる方、この方々が、この農地集積促進補助金交付事業の該当者になるというような考えでございます。

○議長（市原重光君） 荻野議員。

○11番（荻野新衛君） それはわかるんですけど、じゃあ、この対象者になり得る人たちがいるのかどうなのか、画餅になってはいけないわけですよ、つくりました、絵に描いた餅ではいけないのでね。これをこういうふうに変更するには、やっぱりそれなりの算段があるからだと私は思うけども、その辺についてはどうなんでしょうか。

○議長（市原重光君） 平山地域振興課長。

○地域振興課長（平山義晴君） その点につきましては、今各地域で集落営農の説明会を開催させていただいて、その中で説明をさせていただいております。その中で、各地域の集積する組織、そういうものがだんだんできてくるというふうに私のほうは期待を込めております。以上でございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 私は、これはよりましたという点ではいいと思うんですよ。ただ、今ちょっと答弁の中で、これで大丈夫です、活性化しますというふうには言い切れないと思うんです。よりました部分でこうした制度を入れるというのはいいんだけど、農業自体は例えば米価の、先ほど言いましたけど暴落がある、それからTPPをはじめとした外国との農産物の競争があるというので、国際的な中で農業というのはかなり苦境に立たされているわけですから、独自の努力として評価しますが、これが何か全てこれで大丈夫というふうには、やっぱり言わないほうがいいんじゃないかなと。よりここで頑張りますという点ではいいと思うんだけど、そういう余り幻想を持たないようにして、何とかこれで頑張っていくというのはいいと思いますけどね。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 大変貴重な意見ありがとうございます。

農業に関しましては、非常に今厳しい局面でございます。何とか生き残っていくため、また町の環境を維持するために、少しでも石にかじりついてでもと言いますか、できることをやっていきたいということで進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（市原重光君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 睦沢町農業活性化推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第14、議案第7号 平成26年度睦沢町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第7号 平成26年度睦沢町一般会計補正予算（第5号）の提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は4,166万4,000円を追加し、補正後の予算額を、歳入歳出それぞれ34億4,712万1,000円といたしました。

主な内容について、ご説明いたします。

歳出につきましては、議会議員、特別職及び職員の給与改定、並びに4月の人事異動に伴い、各款にわたり、人件費の加減を行いました。

2款1項1目一般管理費については、職員研修に係る講師謝礼として、13節委託料から8節報償費に組み替えをいたしました。

3目財政管理費は、ふるさと納税が予定を上回る申し込みとなったため、お礼品等に係る費用を追加するものです。また、新たにホームページから、直接、申し込みができる受付システムを利用することで、申し込みからお礼品の発送までの時間の短縮と事務の効率化を図ります。なお、これらの費用は、寄附金を財源としています。

5目財産管理費においては、地方財政法第7条による財政調整積立基金への前年度繰越金積立と、ふるさと納税寄附金の一部を、ふるさと創生基金へ積み立てを行うものです。

10目地デジ難視対策費においては、受信アンテナの光増幅器の改修工事を追加いたしました。

3款1項1目社会福祉総務費及び3款2項2目児童措置費については、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の精算に伴う加減です。

4款1項1目保健衛生総務費については、子ども医療費助成が、昨年度から現物支給となったことに伴い、当初見込みを上回ったため、委託料を追加し、扶助費を減額いたしました。

また、広域市町村圏組合衛生費負担金につきましては、年末年始の当番医の利用者増に対応するための市町村負担金の追加であります。

5款1項3目農業振興費につきましては、現在、集落営農推進のため、国、町の支援事業に基づき、各地区において説明会を実施しております。集落営農推進に当たっては、現状の洗い出しを含め、地域が抱える人と農地の問題を解決するための人・農地プランの作成が取り組みの第一歩であり、また農地中間管理事業の地域集積協力金の支援を受ける場合の必須項目にも位置づけられております。

当初予算では、地域連携推進員の人件費を計上し、その方が中心となり、プランの取りまとめをしていただこうと考えておりましたが、まち全体の状況を把握し、農業等の経験のある方で、事業を熟知している方がいなかったため、県とも協議をした結果、プラン作成業務に精通した業者への業務を委託し、集落営農のさらなる推進を図るべく、今回、予算を人件

費から委託料へ組み替えをいたしました。

5目農地費につきましては、金久保排水機場排水改修計画策定事業において、昨年度の調査結果により、採択要件を満たさなかったため、他事業での再度、検討することとし、減額いたしました。

多面的機能支払推進交付金現地確認業務委託については、これまでの農地・水保全管理支払交付金から委託したことに伴い、まちによる現地確認や、図面の整備等が必要になったため、追加いたしました。

また、土地改良施設維持管理適正化事業負担金については、寺崎、小滝、古宿、姥神地区の新規採択申請に伴う設計支援業務等を行うためのものです。

7款1項2目地籍調査費については、本年度、大上Ⅰ、Ⅱ地区を予定しておりましたが、事業執行残から、妙楽寺Ⅰ地区においても、前倒しで公図、登記簿調査を実施することといたしました。これにより、本年度調査対象面積は、4.88平方キロメートルから6.71平方キロメートルとなります。

7款4項1目公園管理費については、やすらぎの森展望舎の主となる柱の土台が腐食し、修繕を必要とするため、施設管理組合に追加委託するものです。

7款5項1目住宅管理費については、さきの議会臨時会でご審議いただきました台風の影響を受けた若者定住型賃貸住宅のカーポートの修繕料であります。

当初、被災した5世帯のカーポートの修理のみを予定しておりましたが、その後の検討により、17世帯全ての補強を行うべく、費用の追加をいたしました。このほか、町営住宅の老朽化に伴う修繕料を追加いたしました。

9款1項2目事務局費につきましては、通信運搬費の不足分を追加し、2項1目小学校の学校管理費においては、特別支援教育支援員に係る賃金等の減額。3項1目中学校の学校管理費においては、臨時の音楽教諭に係る賃金の減額によるものです。2目教育振興費については、中学生海外交流事業の精算に伴い、加減いたしました。

4項1目こども園管理費については、町内在住で、私立幼稚園に通う児童の増加により、幼稚園就園奨励費補助金を追加するものです。

5項3目公民館費においては、各種業務の執行残の減額と、大型バスの修繕料の追加をいたしました。

以上、主なものを申し上げますが、これらの財源につきましては、各事業に関連する12款分担金及び負担金と、14、15款の国県支出金の加減をし、一般財源については、10款のう

ち普通交付税、19款の繰越金、20款の雑入及び21款の臨時財政対策債を追加いたしました。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 5款農林水産業費ですけれども、人・農地プラン作成業務委託料ですが、これは、農地プランとなりますと、例えば介護だとか医療とかというのは違って、現地の特殊な事情等も含めたものが入るわけで、こういうものが、この業務委託に適するのかという気もするわけなのですが、これは、例えば具体的に何日も町のほうに業者が入って、いろいろ調査をするという、そういうような仕組みなんではないでしょうか。

○議長（市原重光君） 平山地域振興課長。

○地域振興課長（平山義晴君） 人・農地プランの作成についてでございますけれども、人・農地プランと申しますのは、先ほど来出ております集落営農に関する、各地域の、その農地の状況、いわゆる出し手、それから借り手、受け手ですね。そして、その各農家の世帯において、これから農業をやっていく方がおいでになるのか、いないのか、そういうことも含めた、いわゆる農地に関する地域の問題の洗い出しができる、そういう性格のものなんです。

今回、業務の委託ということでありましてけれども、年度当初については、その作成に係る、中心となっていたいただけるような方を想定していたんですけれども、なかなか人・農地プラン自体が、まだできて年数がそんなにたっていないものですから、その人・農地プラン自体をよくわかっている方、精通している方、そしてこの睦沢町の農地の状況、農業の状況、その両方に精通している方というのは、なかなか見つかりませんでした。

県にもそのあたり、ご相談申し上げたところ、当然、町のほうも、人・農地プラン作成にかかわっていくわけでございますけれども、事業自体に合致する内容に、そのプランを仕立てていく際に、やはり専門的なアドバイザー的なものが必要だということで、その人・農地プランを一緒につくり上げていってくれるような、そういう業者に委託をしたいというような形で考えております。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） いや、だから、どこかにぼんとやって、ぱたぱたぱたとつくるといふことじゃないということでしょう。それがわかればいい。それでいい、それはそれでいい。

わかりました。

それと、あと中学校費のところですけども、ホームステイ受け入れお礼品というのがあります。これ、何年になります、もう24年ぐらいになるのかな。ということもあります。

やっぱりこの辺で、ずっと続けてきて、さまざまな形で、異文化との交流というような視点、文化的な側面、それから経済的な側面、それから人と人とのつながりという側面で、何かの生み出されたものとか、残されたものとか、そういうものというのは、何かあるのかなということで、その辺があれば、もちろんホームステイというのは、私、すごく大事だと思うんですよ。観光と違って、そこの外国の人の生活文化、あらゆるものを触れ合うわけでしょう。違いがあるわけですよ。そういう意味で大事なことだと思いますので、こちら側の子供たちも影響を受けるし、向こうも影響を受けながら、お互いに深まっていく、理解が深まっていくって、大事なことだ。それは、抽象的に言うとそういうことなんですけれども、具体的にそういうものが、どういうのがあったのかということですね。

○議長（市原重光君） 鈴木教育課長。

○教育課長（鈴木庄一君） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

まず、中学生の海外交流事業でございますけれども、平成3年から実施をしております、今年度で24年という形になります。途中、テロとか、インフルエンザとか、また定員が足りなかった等で中止したところもございますけれども、現在までで、シンガポールに、今年を含めまして265人の生徒を派遣しております。

それから、シンガポールのベティ校より、159人の生徒を睦沢町にお招きをしているという状況でございます。

質問にございましたとおり、そこから将来的に国際的な職場についたとか、それからそのままそれが職業にどうのということは、なかなか、余り検証というところまではいっていないんですが、中には、そういう職業についた子供もいるということは、わかりました。

ただ、真の目的といたしましては、成長の中で、人間の形成の中で、そういう経験をすることによって、人間性を高めていくというのが主なる目的でございますので、その中で、昨年度実施しましたアンケートなどを見ても、親御さん、それから、行った生徒たちのアンケートを見ましても、大変よかったと。

それから、弟や妹がいた場合にも、その子たちにもぜひ参加をするように勧めたいというアンケートの結果もございますので、そういう意味では、結果的なものは得られているのではないかなと思っています。

最後に、さっきも言いましたように、これだけの人数が行っておりますので、その後の状況について、アンケートまではいかないですが、行った子供たちにどういう影響をもたらしたのかとか、そういうふうな質問などをして、検証してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 行った睦沢の子供たちは、まとめていろいろ出しているから、感想あるんですけども、じゃあ向こうの人たちが、こっちはどう感じたかという、シンガポールの人たちとか、向こうでいろいろ感想出ているとあって、私、そういうのすごく大事だと思うんですよ。外国からどう見られているのかという、そこが、そういうものは、余り私は目に通したことがないので、そういうのは、今はもうインターネット通信あるわけですから、ご協力をお願いして、もう一度、外国の子供たちが見た睦沢町なり、日本なりということをや、やっぱりそういうところも、私はせっかくのもので、知らせさせていただきたいなと思うので、ちょっとお伺いしたいなと思います。

それから、ついでに、また別の問題ですけども、社会福祉費の臨時福祉給付金ですけども、これが当初より随分違っているわけなのですが、これは何かあった、計算違いということではないと思うんですけども、どんなものでしょうか。

○議長（市原重光君） 鈴木教育課長。

○教育課長（鈴木庄一君） 今の質問でございますけれども、ベティ校の子供たちが睦沢に来て、どういう感想を持っているのかということだと思っておりますが、今言われたとおり、交流を続けておりますし、姉妹校を結んでおりますので、そういうふうな調査をさせていただいて、それを学校の授業の中とか、それから広報等でもいきたいと思っております。

先日、来た子供たちは、芋掘りをやっていたいたんですが、シンガポールは土がほとんどなくて、土と触れ合うのが、非常にうれしいというか、私たちからすると、何でというふうになるんですが、虫が出てきたりするの、すごい騒いでおりました。

そういうことがあるので、確かにちょっと想像を超えるようなところで、そういう驚きがあるのかなと思われましたので、そこら辺は進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（市原重光君） 米倉健康福祉課長。

○健康福祉課長（米倉行雄君） それでは、ただいまのご質問のありました臨時福祉給付金の補正の関係でございますが、議員仰せのとおり、余りにも金額が、隔たりが大きく、私ちょ

っと恥ずかしく思っておる次第でございます。申しわけございませんでした。

この件につきましては、昨年の10月に、国のほうから閣議決定がされまして、その後、平成26年度予算に急遽盛り込んで、給付していこうということで始まりました。

そして、そのときの数値の捉え方なんですけど、時間がなかったというのは理由にはなりにくいとは思いますが、当時の数値の捉え方といたしますれば、市町村民税の均等割が課税されてない人、その中で、ただし、市町村民税が課税されている方に扶養されている方は除かれます。ちょっと複雑な計算式がありました。

そういうことで、私どもの機械の中で、ボタン一つで、パッとそれが出ればいいんですけども、今のシステムの中では、パッとその数値が正確には捉えられなかったということで、私ども、そのときに、じゃあ一番直近で、近い数値が押さえられるのはどうかなということで、前年度の、課税者を押さえ、人口の中から課税者をまず引いた。そして、別の予算で支給してます子育て世帯の臨時特例交付金、こちらは数字はある程度わかっておりましたので、数値はわかってました。そういった方も除きました。

ということで、あと非課税者の関係などもあったのですが、そういったところをまず引いて、私ども最大値で算出させていただきました。しかしながら、結果的には、私ども町の広報やら防災無線等で、皆さんにご案内して、あるいは機械を、システムを使って、また抽出しました。抽出した方につきましては、勝手にご案内までしましたが、申しわけございません、これ実績といたしまして、このような方があったと。

この中の分析をしてみましたところ、夫に扶養されている奥さん、非課税の奥さんとか、例えばですけれども、離れて暮らしている子供に、睦沢町にいるおじいちゃん、おばあちゃんが、例えば扶養されている方などとか。そういった方々だと思われそうです。

この制度は1回限りとは言っておりましたが、先般の新聞で、また次年度も給付しようかなという新聞が、ちょこっと載っておりましたので、まだこういうようなことがあるようであれば、この例を十分、反映した中で、また計上していきたいと思っております。

以上です。

○議長（市原重光君） ほかに。

今関澄男議員。

○5番（今関澄男君） 先ほどの市原時夫議員と、ちょっとかぶるかもわかりませんが、人・農地プランにつきまして、お伺いしたいと思います。

本年度、ご承知のとおり、急激な米価の低迷というようなことで、農業経営自体も、運営

自体が相当厳しいというようなことで、本年度6月末、これは専門誌等の関係なんですけれども、全国市町村の中で、おおむね95%以上はもう農地プラン、人・農地プランを作成済み。そういう中で、公庫融資等については、これを優先として、ある程度、対応するという情勢ができたというような話もございます。

そういった面で、このプランの作成につきましては、急ぐ必要があると思いますけれども、これについて、やはり、そこで業務委託というような話でございますが、各区長さん方に対して、どのような協力体制、そういう背景をとっているのか。

それから、やはりそういう、来年度も、どういう米価の推移が、私は、このままいくと過剰基調ですから、そう極端な米価の見通しはないと思います。非常に厳しい経営を強いられるというような情勢の中で、早目に体制を整えて、経営安定化に向けた対応、特に融資関係等の関連がございますので、その辺を踏まえて、極力、全町的に、早目に取り組んで、プランの作成完了というふうな方向に進めていただきたいと思いますが、その辺につきましてのお考えを、ひとつ伺いしたいと思います。

○議長（市原重光君） 平山地域振興課長。

○地域振興課長（平山義晴君） 人・農地プランでございますけれども、さっき融資の関係について、議員ご発言がございましたけれども、私どものほうで、人・農地プランについて、説明会、各地域に入らせていただいているということ、先ほどお話をさせていただきました。その際に、この人・農地プランの話も合わせてさせていただいております。

各区で取りまとめていただいて、その際に、一からそのプランをつくっていただくというのは、ちょっと厳しい部分もあろうかということで、基本的なものについては、地域振興課のほうで、ある程度、下地をつくってというようなことも、説明の中ではさせていただいております。

この人・農地プランですけれども、先ほど来、出ております農地中間管理事業、この中の地域集積協力金、これに該当するには、この人・農地プランというものは必須になっておりますので、合わせてこれについても、できれば今年度中にまとめて、平成27年度にはこのプランが使えるような形で整えていきたい、整備していきたいというふうに、時期的にも含めて考えております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） ほかに。

岡澤宏一議員。

○8番（岡澤宏一君） ちょっと伺いますが、14ページのふるさと納税で、今回、なっと思っていますけれども、前回から説明がありましたけれども、ほぼ終わったということ、私は認識しているんですが、今年度ですね。

今までの状況、何件で、どういうふうな状況なのか。それから、その後、ふるさと納税でお米をお返ししたりして、その後のつながりというのは、どのような反響があるのか。平成27年度は、どのようにもっていくのか、考え方をお知らせ願います。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） ふるさと納税について回答を申し上げます。

今までの状況でございますけれども、申出書を提出された。いわゆる申込人が2,385人おります。これは、12月5日現在ですが。そのうち、寄附金を納付された方、2,165人となっております。このような方の申込用紙を見ますと、私は将来的に睦沢に田舎暮らしみたいな形で住んでみたいという方も中にはいらっしゃいました。また、こういう農業の厳しいときでございますので、ぜひおいしいお米等をつくってくださいとか、いろいろメッセージ等もいただいております。

それと、つながりでございますが、平成26年度で申し込みいただいた方には、また年が明けまして今年度中に平成27年度のご案内等を差し上げてまいりたいというふうに考えております。

それと、ふるさと納税で寄附された方につきましては、ほとんどお米を要求というか、お米を選んでいらっしゃいます。そのことから、物を選んで寄附されているということなんでしょうけれども、そのようなことから、生産者の農家の方にも私ども依頼をするのに非常に迷惑をかけるような、もうこれだけ必ず来るからとはなかなか言えないもので、とりあえず平成27年度の手法といたしましては、年が明けて2月ごろにもう申し込みを承ろうかなというふうに考えております。なるべく早い時期にある程度の数量を把握して、5月か6月過ぎぐらいになりますか、そのころには生産者の団体のほう、農家の方々に最終的に今年これだけは、このくらいは何とかお願いしたいというようなお話をしてまいりたいというふうに考えているところです。

そのようなことから、今回も補正予算の中に入れさせていただいてございますけれども、ふるさと納税の受け付けのシステム等を導入いたしまして、より申込者が簡単にできるように、ネットでも申し込みできるように、また、今まで郵便局の振り込みができませんでしたので、その辺も次回から改良していきたいと。また、ヤフー、ご存じだと思うんですけども、ヤフ

一でも公金の取り扱いの振替処理等をできるようになっておりますから、そういったものも将来的には導入していきたいと。これはまだすぐできるというものではないんですけども、そういったことを現在、検討しているところでございます。

以上です。

○議長（市原重光君） 岡澤議員。

○8番（岡澤宏一君） 平成26年度につきましては非常に好評のようです。睦沢町は全国版にも出たということで、私も随分お褒めの言葉をいただいております。そういう意味で、今まで睦沢の産業、先輩諸氏、また、町長、前々町長さんあたりも東京等、いろいろやってきて、現町長もやっておったわけですけど、やはりこの機会に町を挙げてエコ米、全部といいませんが、全地域で組織を挙げてこれに取り組んでいただいてももらいたいなという感想を持っております。要望を持って終わりたいと思います。ぜひともこれはもう一度平成27年度は今まで以上の形をとるように、聞いてみますと、茂原市も11月からこの関係もやっているし、ほかの町村もふるさと納税に力を入れております。ですので、ひとつぜひともお願いして終わります。

○議長（市原重光君） ほかに質疑。

田中憲一議員。

○2番（田中憲一君） 7款5項1目の住宅管理費、先ほど説明の中で、17棟分のカーポートの修繕をということで、前回、説明の中で5棟飛んでしまったと。ほかのところはメーカーの見解を聞いてという話がありましたが、そこら辺はどういうふうに修繕をするのか、ちょっと若干お聞かせ願いたいと。また、そのときにその部分、建物以外ということで、保険に入っていなかったという話がありましたが、そこら辺の保険の話を含めて2つ質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（市原重光君） 田邊担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（田邊浩一君） カーポートの修理の関係でございますけども、メーカーのほうとご相談させてもらいまして、今、屋根材の亚克力板について左右で押さえているということになっておりますけども、それについて補強ということで、真ん中に1か所ビスでとめて3か所でもたせるというような方向で、メーカーのほうも風の強い地域については両脇と真ん中にもすると。ただ、これをやったからといって完全に飛ばないという保証はないんですけども、飛びにくくするというので、そういう補修の修繕計画を持っております。

保険の関係につきましても、今、住宅のみということの保険しか入っておりませんが、来年度からにつきましては、附帯を含んだ保険を考えたいと思っております。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） カーポートにつきましては、いろいろ保険等で難しい点がございまして、入居者と相談をさせていただいた結果、そのカーポート部分については、もう入居者に払い下げをするとか、無償譲与するということで話がつきましましたので、カーポートについては修繕以降は、個人が管理をしていただくという形に変えました。

以上です。

○議長（市原重光君） ほかに。

幸治正雄議員。

○7番（幸治正雄君） 農地費の委託料の減額の件なんですけども、これは金久保排水機場の件でいいんですよね。そうしますと、これはかつて湛水防除の委員会だか、協議会とかありましたけど、そこで要望していったものだと思うんです。これは不採択になったということなんですけども、私が見たところかなり年数がたっておる機械であって、ぜひとも採択してもらいたいと思ったところなんですけども、これにかかわるものでほかの場所が採択になったんでしょうか。

○議長（市原重光君） 田邊地域整備担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（田邊浩一君） この委託費でございまして、金久保、平成25年度は一応、調査しましたところ、湛水防除事業については、採択要件に満たなかったということで、今回、減額させてもらいたい。

また、新しい事業としましては、農業水利施設保全合理化計画事業というのがございまして、それにつきまして一応、来年度取り組もうかなと今、思っているところでございまして、かわりの事業といたしましてそちらのほうで一応、委託関係、今の状況を把握するための診断と保全計画を策定していこうというふうを考えております。その後、補助事業等使いましめて改修等を進めていきたいと考えております。

○議長（市原重光君） 幸治議員。

○7番（幸治正雄君） じゃあ、かわる予算、お金、ほかから来てやっぱり改修はするということでもいいんですね、金久保については、いいんですよね。

でないと、内水を排除するための機械であって、今、異常気象もかなり進んでおりまして、不慮の排水ができなくなると大変なことになってしまいますと思うんです。ぜひともその辺

をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） ほかに、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 平成26年度睦沢町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第15、議案第8号 九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第8号 九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、九十九里地域水道企業団の事務所の位置の変更による改正であり、地方自治法第286条第2項の規定により、関係市町村と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

既存の事務所庁舎は、水道施設耐震化計画におきまして、震度6強の地震動に対して、倒壊し、または崩壊する可能性が高いと判定されたことから、職員の安全及び災害時における本部機能確保のため、新たな事務所を建設しております。

よって事務所の位置を千葉県東金市東岩崎2番地3から千葉県東金市東金769番地2に変更することから、九十九里地域水道企業団規約中、事務所の位置に関する規定を改正するものです。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第16、発議案第1号 睦沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に発議案の朗読をさせます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでございました。

本案について、提出者の説明を求めます。

中村義徳議員。

○9番（中村義徳君） それでは、私のほうから趣旨の説明を申し上げます。

発議案第1号 睦沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明いたします。

昨今の社会情勢並びに人事院及び千葉県人事委員会の勧告に準じ、町一般職の期末手当等が引き上げることを受けまして、長生郡町村議会議長会及び睦沢町議会議員全体会議を通じまして、町議会としての考えを協議、調整いたしましたところでは、その結果、睦沢町議会議員の期末手当は、今年度12月期分を0.15月分引き上げ2.20月分とし、支給済みの6月期分の1.90月と合わせて年間4.10月分に改めるものであります。また、平成27年度以降は、6月期を1.975月、12月期を2.125月と改め、合わせて年間4.10月分に改めるものであります。

なお、施行期日は今年度分は平成26年12月1日から適用とし、平成27年度以降分の規定は平成27年4月1日から施行するものであります。

また、本年12月15日支給分は、改正前の規定により支払われるため、内払いとするものです。

最後に、一言つけ加えさせていただきますと、景気が緩やかな回復にあると言われておりますが、地方ではなかなか実感できないところでもあります。こうした中での改正は、住民の皆さんの理解が得られるよう、今まで以上に私たち議員が住民の負託に応えられるよう、より一層精進してまいりたいと思います。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。提出者の説明を終わります。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

萩野議員。

○11番（萩野新衛君） 今、提出者のほうから、内容じゃないんだけど、その読み方、4点1丸といったのかな、説明が。丸は僕はゼロだと、零だと思っただけど、その辺の読み方というのはいいのかなということ。確か4点1丸と言ったよね、そこなんだよ、丸なのか。

○議長（市原重光君） 中村議員。

○9番（中村義徳君） どっちがいいかといいますと、丸でも通用するし、4点1ゼロ月分でもどっちでもよろしいじゃないですか。

○議長（市原重光君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第1号 陸沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手多数です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第17、発議案第2号 専決処分事項の指定についてを議題といたします。

職員に発議案の朗読をさせます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について、提出者の説明を求めます。

中村義徳議員。

○9番（中村義徳君） それでは、発議案第2号の趣旨説明を申し上げます。

発議案第2号 専決処分事項の指定について説明いたします。

地方自治法第96条において、議会の議決事件から定められておりますが、同法第180条第1項において、議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができると規定しております。先の臨時議会でも台風被害により車の修繕のため、賠償額の決定及び和解について議決いたしましたが、被害に遭われた方へ速やかに賠償を行うことが行政の責務であると考えているところであります。そこで、軽易なものについては迅速な対応がとれるよう、1件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解に関することについて、町長において専決処分することができる

事項として指定するため議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 本条例については、私はいいと思います。ただ、議会が勝手に町長に専決処分をやりますということよりも、町長自身がこれについてどうかということも一応、参考までにお聞かせいただければと思いますので、議長のほう、何とか配慮して一言お願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） この件につきましては、先ほど中村議員からもお話がありましたように、損害を与えた場合に速やかに対処をするというようなことから、私のほうから議長さんをお願いをいたしまして、このような形をとらせてもらっております。ということで、私のほうからもお願いをさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（市原重光君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第2号 専決処分事項の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手全員です。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（市原重光君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第4回睦沢町議会定例会を閉会いたします。

長時間、ご苦労さまでございました。

(午後 3時32分)